

平成 18 年第 2 回にかほ市議会 3 月定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 44 名 ）

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦
7 番	佐藤	元	8 番	斎藤	和夫
9 番	池田	甚一	10 番	板垣	英雄
11 番	宮本	久美子	12 番	工藤	久市
13 番	加藤	照美	14 番	長谷川	誠
15 番	佐々木	正雄	16 番	佐々木	正勝
17 番	竹内	賢	19 番	池田	好隆
20 番	梶原	澄夫	21 番	伊藤	知
22 番	佐々木	正己	23 番	村上	次郎
24 番	山田	明	25 番	高橋	二郎
26 番	飯尾	善紀	27 番	佐々木	弥四夫
28 番	佐藤	功	29 番	佐藤	文昭
30 番	小川	正文	31 番	本藤	敏夫
32 番	佐藤	範義	33 番	菊地	衛
34 番	宮崎	信一	35 番	伊藤	晃
36 番	須田	鉄郎	37 番	佐々木	元
39 番	池田	敏郎	41 番	市川	雄次
42 番	佐々木	栄	43 番	佐々木	春男
44 番	須田	金一	45 番	加藤	光裕
46 番	佐々木	正勝	47 番	榭原	均

1、本日の欠席議員（ 2 名 ）

38 番	齋藤	信義	40 番	佐々木	正明
------	----	----	------	-----	----

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹内	享一	参	事	佐藤	正
庶務係長	藤谷	博之	主	査	佐々木	美佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山	忠長	教育長	三浦	博
総務部長	須田	正彦	市民部長	笹森	和雄

産業建設部長	金子 則之	象潟市民サービスセンター長	松野 勝弘
仁賀保市民サービスセンター長	阿部 五郎	金浦市民サービスセンター長	三浦 忠彦
教育次長	佐藤 定夫	ガス水道局長	宮崎 俊雄
消防長	高橋 誠	総務課長	斎藤 隆一
企画課長	竹内 規悦	財政課長	佐藤 好文
税務課長	佐藤 縫子	情報システム課長	池田 史郎
収入役室長 収入役職務代理者	斎藤 乃里子	選挙管理委員会 事務局長	佐藤 正記
国体推進室長	佐々木 秀明	市民課長	木内 利雄
生活環境課長	佐藤 侑	清掃センター長	柴田 正彦
健康福祉課長	阿部 洋子	福祉事務所長	佐藤 秀男
農林課長	大場 久	農漁村整備課長	伊藤 賢二
商工課長	斎藤 芳克	観光課長	長谷山 良
農業委員会事務局長	斎藤 利秀	建設課長	佐藤 家一
都市整備課長	阿部 誠一	下水道課長	佐々木 義明
教育委員会 学校教育課長	佐藤 和広	社会教育課長	斎藤 俊
文化財保護課長	安倍 溥	仁賀保公民館長	岩井 敏一
象潟公民館長	佐藤 文一	フェライト子ども 科学館長	森 浩一
白瀬記念館長	佐藤 金矢	象潟体育館長	斎藤 弘
管理課長	本間 正志	事業課長	須田 登美雄
熱量変更推進室長	小柳 伸光	消防次長	佐藤 吉晴
消防署長	下居 和夫	消防総務課長	中津 博行
消防予防課長	佐藤 松雄	消防警防課長	北岡 二人
消防通信指令課長	三浦 菊雄		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成18年3月7日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 43 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

なお、38 番齋藤信義議員及び 40 番佐々木正明議員より欠席の届け出が出ております。

日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、33 番菊地衛議員の一般質問を許します。33 番菊地衛議員。

【33 番（菊地衛君）登壇】

33 番（菊地衛君） おはようございます。

さきに通告してあります通告書に基づいて質問いたします。

にかほ市が誕生してから 5 ヶ月が経過いたしました。この間、市民の方々への住民サービスの面において、豪雪での災害対策の難局がありましたが、市民サービスセンター等の機能もあり、おおむね所期の目標どおりに推移していると感じております。ただ、細かな点になると、まだまださまざまな問題に直面しながらの行政執行、あるいは事務処理の部分もあろうかと思えます。新年度に向け、一層の事務執行の充実を望みたいと思えます。

また、市民の一体感の醸成という面では、旧町の経験からも、相当の長い年月がかかると思われますが、交通網、情報通信網の発達など、時代のスピードが速くなっている今日では、なるべく早く、にかほ市民としての一体感、連帯感、共同意識が進展していくように、行政が主体的に、積極的にイニシアチブをとって、融合融和の施策を推し進めていくべきと考えております。

幸い旧の 3 つの町は、行政体として、消防、ごみ処理、公共下水道の事業を一部事務組合として進めてまいりましたし、議会の長年の交流を初め、漁協、農協、森林組合、商工会等、地域の産業経済団体の合併及び一本化、民間の各種団体の旧 3 町の横断の会合、TDK を中心とした地域の生産活動の一体感等々、運命共同体という言葉で表現されてきたように、大方の面では、既にこの旧 3 町には垣根はなかったと思っておりますし、面積、人口、居住の範囲等々の条件を見ても、効率的な行政執行が展開しやすい環境にあります。

そこで、新市民の一体感の醸成のポイントとして多くのことが考えられると思えますが、負担の公平の原則の観点から申し上げたいと思えます。税金、補助金、交付金、手数料、公営住宅家賃、公共施設の使用料、保険給付、各種助成事業、ガス水道料金 — 下水道は統一されておりますので削除いたします — 農集排料金等々、市、あるいは公営企業が直接市民から徴収するもの、または補助交付するものの中に、旧 3 町での違いから、新市のスタートに間に合わない不均一の公共料金が多数散見されます。にかほ市という一つの行政体から同じサービスを受けながら、料金がまちまちというのは歓迎されることではありません。合併協議会で何度も検討され、平成 19 年度以降の統一・均一化を目指している項目もあるわけですが、公営住宅の家賃は築年数や設備の充実度、

公共施設については、その利用形態や設備の内容、農集排においては、完工年数のずれや、利用者組織の大小等々、一概に統一というわけにはいかない料金体系もあるかと思いますが、18年度スタート時点で何項目、何種類ぐらいの料金格差是正に向け検討していくのか、そして、その統一年次についても伺います。

次に、前段の料金格差の問題とも関連してくるわけですが、先ほど申し上げましたように、一つの行政体から同じサービスを受けているという点で、水道について取り上げてみたいと思います。

にかほ市民であれば、等しくひねれば水が出るというふうな上水道、あるいは簡易水道が全市に網羅されております。ただ、その上水道、簡易水道にも旧3町それぞれ料金格差があり、料金の種別、用途区分も不統一であり、基本料金、超過料金、そして、その水量もまちまちであります。合併協議会の話し合いの中では、水道料金などは生活に密着した公共料金なので、短期間で料金改定は住民の生活に与える影響が大きいと、すべきではないと言われております。括弧書きで少なくとも3年から5年と書いてあります。象潟町は平成14年に、金浦町は平成15年6月に改定を行っている関係から、合併時にはこれまでどおりの料金とし、平成18年度から統一するとあり、後にこの平成18年度は19年に変更になりましたが、簡易水道の料金は当面現行どおりとするとしております。当面というのは、どのぐらいの期間を考えているのか、新市の真の意味でのスタートに当たり、より具体的な計画を持つべきと考えます。

当局では、水洗化による水需要の伸びはさほど大きくないと見ているようですが、昨日の一般質問にもありました工業団地の件、一部企業の生産活動の進展等々、水の需要はまだ伸びると推測されます。水は、安全・安心に加え、安定供給も大事なことであります。上水道、簡易水道の制度やシステムの違いは十分承知しておりますが、所管は市民部生活環境課環境衛生係、実際の業務はガス水道局というのも何かと不便な点もあろうかと思えますし、一般会計からの持ち出しも相当な額になっております。旧仁賀保町の一部では進めてきておりましたが、今ここで市内の全簡易水道の上水道化計画を立ち上げ、整備を進めていくべきと考えます。現行の上水道の旧3町の料金格差、簡易水道との格差是正、管理、事務、事業の一本化の面からも、この計画を通して事業を推進することによって平準化が図られていくものと思えます。

水道事業会計は、ガス事業会計ほど逼迫はしていないという認識を持っておりますが、何もしないでただ料金の統一を進めるのではなく、改良費や水源確保、配水池の整備等々の事業に見合った料金の設定、低く抑えるためには国庫補助や企業債を活用し、市民の方々の理解を得ながら、なるべく早い機会に負担の公平の原則が図られるよう望むところであります。新市において簡易水道の上水道化計画についてどのように考えているのか伺います。

なお、御答弁によっては、自席からの再質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。

それでは、菊地議員の御質問にお答えしたいと思います。

料金の格差の是正についてでございますが、菊地議員が御指摘のように、使用料や手数料などに格差があるわけでございます。こうしたことは、公平の原則、あるいはこれからの効率的な行政運営を行うためにも、あるいは市民の一体感を醸成する上でも、大変大きな課題であると考えているところでございます。しかしながら、旧3町で取り組んできた歴史的な背景もあり、これをすべて統一化していくためには、やはり時間をかけて市民の皆さんから御理解をいただかなければならないという部分がたくさんあると考えております。そうしたことで、少し時間がかかりますが、できる限り統一していくことを目標にして努力を重ねてまいりたいと考えております。

さて、合併するに当たり、旧3町で取り扱いが異なる使用料や手数料、各種の制度については、合併協議会での協議で、1つとしては、現行のままとするもの、2つとしては、合併時に統一するもの、3つとしては、18年度から統一するもの、4つとしては、一定の期間まで不均一とするもの、5つとしては、合併後に調整するもの、この5つに調整の方法が分類されているわけでございます。先ほども申し上げましたが、それぞれに特異な事情もあり、一律に取り扱うことができないのが現状でございます。

現行のままにするものとしては、公営住宅の家賃、公共施設の使用料などがございます。公営住宅については、建築年次や面積、それから、老朽度などがそれぞれ異なることから、なかなか難しいというふうになっております。また、公共施設についても、施設の内容や、同じように建築年次が異なり、使用料が地域に定着しているなどの理由により、統一は困難と判断されたものでございます。2つ目の合併時に統一したものについては、戸籍や住民票、税務証明の手数料、行政財産・普通財産の使用料、国民健康保険の給付事業、あるいは助成事業などがございます。18年度から統一するものとしては、市民税、固定資産税、国保税の納期、税の前納報奨金、介護納付金課税額、長寿祝い金、修学旅行助成事業などがございます。これは、合併協議会で確認された事項でございますので、18年度から実施してまいります。また、一定期間まで不均一とするものについては、18年度まで不均一で、19年度から統一するものは、ガス水道料金、農業集落排水の使用料であります。19年度まで不均一で20年度から統一するものについては、国民健康保険税の基礎課税額であります。5つ目としては、合併後に調整するものとしては、補助金、交付金の取り扱いが主なものでございます。

先ほど申し上げましたように、各団体の成り立ちや歴史、考え方の違い、旧町からの引き継ぎなどもありまして、なかなか調整が難しいのが現状でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、公平の原則に基づいて、今後とも引き続き調整して均一化を図っていきたいと思っております。また、上水道の料金統一とは別に、安定したおいしい水を供給するためにも、市全体の一元化を図るべきだろうと、そのように思っておりますし、これから検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、簡易水道との統一については、これ、歴史的な背景というのはいろいろございます。例えば、旧象潟の例を申し上げますけれども、例えば、集落でやっていた簡易水道を町のほうに移管されていますけれども、その集落から、例えば上水道の水源をいただいていると、要するに水をいただいているというふうな水利権の問題もいろいろ絡んでくるわけでございます。そういうこと

で、これは旧象潟町ばかりでは私はないと思いますけれども、そういうものも、もろもろのものがありますけれども、いずれにしましても、できるだけ料金の統一に向けた形に、時間はかかりますけれども、取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

それから、簡易水道と上水道の事務については、ガス水道事業局と、それから、民生部と分けてやっていますけれども、これは横の連絡を密にしてやっていますので、現在のところ何も支障がないわけでございます。当分の間は、水の供給、施設の管理、料金の徴収はガス水道局、そして、事務的な処理、例えば事業を、管の整備をやるために起債を起こしたりする場合は、これは民生部のほうにやっていただくという形で、横の連絡をとりながら、これからも事務事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（榊原均君） 33 番菊地衛議員。

33 番（菊地衛君） 再質問をさせていただきます。

使用料その他の料金統一については、今、市長の答弁でおおむね理解はできます。それぞれの地域には歴史的なものがありますので、なかなかすぐというわけにいかない部分もあると思いますけれども、なるべく早い機会に料金の統一をお願いしたいというふうに思います。

また、水道事業につきましては、今すぐ変えられるという部分もあろうかと思えます。例えば使用料の定義の統一ですとか、それとともに種別の統一ですとか、料金表の数量の統一、こういったものを変えていくことによって、少し料金表が変わってくるのではないかなというふうに思います。例えば、仁賀保ですと、簡易水道の場合、10 立方が 600 円、金浦地区の前川が 15 立方で 870 円というふうに、料金だけ見ると、すごい違うなというふうに思うわけです、表だけ見ますとね。だけれども、1 立方に直しますと、60 円と 58 円なわけですよ。こういった表の整備、あるいは使用定義の統一といった部分についてはすぐできるのではないかなと思えますし、それとともに、先ほど前段に申し上げました上水道化計画、これを今後どう進めていくのか、その点について伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 簡易水道については、料金については、上水道から見ると、低額だわけでございます。これは、一般会計から持ち出ししている部分もございしますが、これには、簡易水道に対する地方交付税の算入もあるわけでございます。そういうことで、これからやはり一般会計からなるだけ持ち出さない方法で、段階的に料金を上げていくという考え方は、私もこれまでずっと思っていました。ただ、どの程度の範囲で、あるいはどのくらいの期間でそういうものやっていくかというのは、これからいろいろ検討していかなければならないと思います。先ほど申し上げました水利権の問題もある地域もございします。ですから、やはりその簡易水道を使っている市民の皆さんからも理解をしていただかなければなりませんので、上水道と比較しながら、こういう形ですよという話をこれから進めて、なるべく料金は上水道のほうに近づけていきたいという考え方で進めてまいりたいと思っております。

上水道の一元化、いつまでだと期間を言われても、これは今の段階で、私から申し上げることができません。これからそういうことを念頭に置きながら、いろいろ計画を立ててみたいと思ってお

りますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（榊原均君） 33 番菊地衛議員。

33 番（菊地衛君） 最初に申し上げましたとおり、ただ単に料金を改定しますというのではなく、整備計画等を通じながら料金改定に向かっていったほうが市民の理解は得やすいのではないかなどというふうに考えております。一日も早くそういった計画策定に向けて、当局の努力を期待しながら、一般質問を終わりたいと思います。

議長（榊原均君） これで 33 番菊地衛議員の一般質問を終わります。

次に、43 番佐々木春男議員の一般質問を許します。43 番佐々木春男議員。

【43 番（佐々木春男君）登壇】

43 番（佐々木春男君） おはようございます。

初めに、児童生徒の安全確保に関連してお伺いいたします。

近年、人命を軽々しく扱った事件が多く、特に社会的に弱い立場にある子供たちを巻き込んだ凶悪な犯罪が多く発生しております。自分より弱い立場にあるものを攻撃するという卑劣な行為は、許されるものではありません。子供たちは、将来、地域や国を担ってくれるものですし、限りない可能性を秘めた子供たちが、その可能性を磨く時間も与えられずに犠牲にされてしまうようなことはあってはならないことであります。このような社会にしてしまった我々大人には、責任と反省が求められるものではないでしょうか。

当地域には、幸い子供を巻き込んだ事件は発生しておりませんが、自治体には子供を含めた住民の生命と安全を守る責務があります。命を大切に作る社会をつくり上げていく努力を重ねるとともに、子供たちの安全を確保する方策もとっておく必要があるものと考えます。その際、警察や教育関係者だけではおのずと限界がありますので、地域の方々の協力や、行政みずからがもっと踏み込んだ取り組みも必要であるものとする考えです。

学校敷地内及び登校・下校時の安全確保の対応はどのようになされておりますでしょうか、お伺いいたします。

次に、就学援助制度に関連してお伺いいたします。

長引く不況や不安定な雇用、社会保障の改悪などで所得の低下が生じ、就学困難な子供たちがふえていることから、この制度の利用者は、全国的に増加の傾向にあると言われております。この制度は、義務教育の費用は無償である。親の経済的理由で子供の教育に差を生じさせてはいけないという考えに基づいた制度であり、運用に当たっては、この点をしっかりと踏まえ、積極的に保護者に知らせることが求められると思います。

申請の時期については、広報では期間を定めておりましたが、制度上はいつでも受け付けることとなっておりますし、不安定な雇用状況などを考慮すれば、年間を通して受け付けるよう改善を求めて通告しておりましたが、昨日の黒田議員への、年間を通して受け付けておるといふ旨の答弁を伺いましたので、答弁は控えて差し支えございません。

また、子供たちが安心して教育を受けられるよう、補助項目の増加や、支給額の上乗せ等をしている自治体も見られるようですが、この点につきましてはどのように考えておられますでしょうか、

お伺いいたします。

次に、介護保険制度に関連してお伺いいたします。

家族介護から社会が支える制度へと介護保険制度がスタートして6年目になろうとしております。老老介護の広がりや、家族介護のため職場をやめなければならないとする人が多く出てきたなど、深刻な家族介護の解決をこの制度には期待されました。

一方、高い保険料、施設の不足、高い利用料金などの問題を背負いながらのスタートでもありました。この間、保険料の改定、制度の改正もありましたが、認定を受けながらサービスから締め出されたり、経済的理由で認定を受けながらサービスを受けない方、とりわけ居住費、食費が全額負担になったことで施設から退所した方や、負担額を聞いて入所を取りやめた方もおられるなど、制度の改善には至っておらず、多くの高齢者は、介護の必要性ではなく、幾ら払えるかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっております。きのうの佐々木弥四夫議員に、そのような声は聞いていないという趣旨の答弁を市長はされておられましたが、できるサービスを利用すれば年寄りの年金額を超えてしまう。年金内でサービスを抑えたいという声は、まさに幾ら払えるかによってサービスの内容が決まるということではないでしょうか。高齢者が必要なサービスを安心して利用できる介護制度であるために、自治体の役割は極めて大きいものです。

このように、高齢者の利用料、保険料の負担が重いために、独自に利用料や保険料の減免や食費の補助をしておる自治体もふえてきております。補助による負担軽減、保険料を払いながらの入所待機解消についてどのように考えておられますか、お伺いいたします。

保険料、利用料の減免制度の充実も通告しておりましたが、先日の佐々木弥四夫議員へ、その考えのない旨の答弁をしておられましたので、この点については答弁を控えても差し支えございません。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、介護保険制度についてでございますが、きのうも佐々木弥四夫議員にもお答えしているように、介護保険制度は、家族が担ってきた介護を社会全体で支える制度として開始されたものでございます。したがって、相互扶助をもとに実施されたこの制度の保険料や利用料を減免することは、保険料などで賄う分を他のほうに転嫁するということでもあります。そういう関係で給付と負担の関係が不明確になるわけでございます。仮にそうした減額をやった場合に、じゃ、どこからお金がかかるかという、やはり一般会計からの繰り出しになってくるわけでございます。今、地方公共団体を取り巻く財政環境というのは、大変厳しい環境にありますし、また、さらにこれから厳しくなることが予想されております。そうした中で、恒常的に一般財源から出していけるかということになりますと、私は無理ではないかなと思います。今の段階では安易に私は減額すべきでない、そのように考えております。

ただ、困っている方については、今ある減免制度を何とか活用していただきたい、何か困ったことがございましたら介護保険係のほうに御相談をしていただきたいと思っておりますし、引き続き減免の内容などを広報などで市民の皆さんにお知らせをしてみたいと思っております。

次に、施設の整備でございますが、18年度には広域圏内に特養50床、ショートステイ20床、ケアハウス30床が12月に新たに開所の予定でございます。また、にかほ市には、地域密着型サービス事業者として、小規模多機能型居住介護2カ所、認知症対応型共同生活介護1カ所、そして、認知症対応型通所介護5カ所を指定することになっております。このように、市民の皆さんの要望などにこたえまして、施設の整備や、あるいはサービスの充実を図っていくことは、逆を返せば、介護保険に要する費用も増大していくことになるわけでございます。したがって、市民の皆さんには、納付する保険料にも影響してまいりますので、この点については何とか御理解をいただきたいものだ、そのように考えているところでございます。

なお、その他の質問については、教育長がお答えをいたします。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 佐々木春男議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、児童生徒の安全確保に関する御質問でございますけれども、先回の議会でも、これに関連した御質問がございまして答弁をさせていただきましたけれども、改めて申し上げますと、象潟地区のほうは、スクールガードというものを設けまして、防犯の専門家をリーダーに委嘱をして、学校の巡回指導や、スクールガードに対する指導などを実施していただいて、このスクールガード事業というものが効果的に、継続的に運営されておりました、実際の活動の中で、保護者や祖父母の皆さんから、この活動に対する理解が深まりまして、自分たちの力で子供たちの安全を確保していこうという意識が高まってきているというふう聞いております。また、スクールガードの方だけでなく、保護者や祖父母とか、ボランティアの方なども学校に集まって巡回活動をしてくださるような、こういう自主活動もふえてきているという報告も受けております。

また、登下校に関するその後の取り組みでありますけれども、仁賀保地区におきましては、地区の地生研と町民会議の協力で、「こども110番車」というステッカーをつくりまして、例えば先生方の登下校の際とか、先生方が外出する際に、運転する車にステッカーを張っていただいて巡回指導をするというような取り組みも新たに始まっております。防犯効果があるのではないかとというふうな観点で見えております。

また、多くの学校で学校安全ボランティアというものを募集して、これも、地域の学区の保護者とか、祖父母などに協力を募りまして、それぞれ活動していただいているということで、また、新年度におきましても、新たに今、募集活動をしている学校もありまして、引き続きそういう活動、地域の皆さんの協力を得ながらの活動ですけれども、そういうことを引き続き協力を願いながら、安全確保に努めてまいりたいなと思っております。

学校の校内の防犯体制ですけれども、ほとんどの学校にインターホンは設置されておりますし、中にはきちんと施錠をしてチェック体制を高めている学校もありますけれども、教職員の意識の高揚は、最近、こういう環境から、高まってはきておりますけれども、さらに施設の面で充実をするために、教育委員会としても、計画的に校内の防犯体制の整備にはこれからも努めていきたいなと思っております。

18年度の予算では、仁賀保中学校に非常通報システムを設置する予算を計上させていただいておりますけれども、年次計画でこういうふうな防犯体制を強化する計画を進めていきたいものだなと思っ

ているところであります。あと、この前もお話ししましたが、仁賀保警察署のほうで、警ら官を各学校に設置していただいておりますが、巡回指導の模様なども、各学校にこれを利用して伝えられているようですし、前よりも学校と警察の連携が図りやすくなっている環境になっているということも言えるのではないかなと思っております。こういうふうな地道な活動なんですけれども、こういうことをさらに充実するように、地域の皆さんから協力をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。また、指導面では、全小中学校が防犯教室、並びに不審者対応訓練というものを実施しております、子供の防犯意識の高揚にも配慮しているところであります。

次に、就学援助費のことでありますけれども、補助項目の増加、それから、支給額の上乗せなどの御質問でございますけれども、補助項目につきましては、昨日申し上げましたけれども、学用品費、それから、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒用品費、修学旅行費、通学費、給食費という項目でありまして、まず今のところ、この項目をふやす考えは持っておりません。

それから、支給額でありますけれども、支給項目の一部に、旧3町の間では、金額の差が少しある部分もあったのですけれども、18年度からにかほ市の場合、秋田県の基準額というものがございまして、それに基づいて設定をしているわけですけれども、低いほう、それよりも若干下回る額のあったものは高いほうに合わせるなどの措置はしてまいりました。このことについても、当面、今の支給額で進めていきたいという考えであります。

議長（榊原均君） 佐々木春男議員。

43番（佐々木春男君） 市内の小学校の先生のお話ですけれども、最近、子供を巻き込んだ事件が多いものですから、先ほど教育長のお話の中にもありましたように、知らない人に声をかけられたら返事をするなど言いながら、人に会ったらあいさつをしなさいという矛盾を感じながら子供たちと話をしている、こういうお話を伺ったことがありました。人を信頼すると言わなければならない今の教員の立場というものは、非常につらいものがあるんじゃないかなというふうに考えます。教育者をこのようにつらい立場にさせないためにも、我々は、もっとよい社会をつくるよう努力することが我々にとって必要なものではないでしょうか。

また、新聞報道によりますと、校内の防犯に関連してですが、先般行われました日教組の集会では、防犯カメラを設置してもモニターを見ておれる人がいないなどの発言があったようですが、大阪の小学校で起きました教員の殺傷事件でも、まさにそのような状況の中で起きたと聞いております。これらを考えあわせますと、子供と教員が安心して学校生活を送れる環境をつくり上げる環境づくりを考えた場合、学校にだけそれを求めるのは、学校にだけといいますか、学校にそれを求めるのは限度があるのではないかと、行政の踏み込んだ対応がもっと必要なのではないかなというふうに考えるものです。

それから、就学援助制度についてですが、周知の方法についてですが、昨日の黒田議員の答弁の

中に、保護者個々には連絡をやっていないというふうな趣旨の答弁をしておられましたが、保護者個々にやっておらないということは、何か不都合があって意図的にやっていないのか、あるいはただやっていないだけの話なのか。私は、この就学援助制度の基本になる考え方からしますと、きのう、黒田議員からもお話ありましたように、就学援助制度を知らない方が多いのではないかと、こういう懸念があります。そういう意味からも、個々に、積極的に知らせることが大切なことではないかなというふうに思いますが、その点についてお伺いいたします。

議長（榊原均君） 佐々木春男議員、最初のほうのあれは質問でないような感じを受けたんですが、いいですか。

43番（佐々木春男君） よろしいです。もしそれに何かありましたら、考えありましたら答えていただければそれで結構ですし。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 個々にといいますと、個々全員にということですか。そういう対応はとっておりません。これもいろいろな考え方あると思いますけれども、やはり全く必要のない人にまで、個々に、私は通知をあげるのは、中には感情も害する方もいるのではないかなというふうな考え方もあるんですけど、個々の通知は差し上げておりません。なるべく効果のあるような広報の仕方というのは、いろいろあるかと思いますが、今の現状のにかほ市の広報による広報と、あと、学校のPTAの会があった際に、学校のほうから、こういう制度がありますよというものを全体の集会などのときに知らせてもらうという方法、その程度の方法しかとっておりませんけれども、これである程度の広報、周知はなっているのではないかと認識は持っております。

また、知っていても、私はもらわないでまず頑張ってみるという保護者の方も、そこそこいらっしゃいます。知らないで支給を受けないという方も中にはいるかもしれませんが、まあ広報は各家庭に配られますから、そういう面では全世帯に周知はされているのではないかとこのように思いますし、今のところこれ以上の広報というものは教育委員会としては考えておりませんので、なかなか、何というんでしょうね、きのうも申し上げましたけれども、やはり今度もらっている親は子供にももらっているということを知らせたくないといいますが、そういう感情も持っている方も結構ありますし、プライバシーという面もありますので、個々に、全員に、こういう制度がありますというふうな通知の仕方は考えておりません。

議長（榊原均君） 佐々木春男議員。

43番（佐々木春男君） ここに、ある自治体の就学援助の保護者に知らせるお知らせの手本といいますが、その写しがあるわけですが、この中には、このお知らせの特徴的なところは、1つは、世帯人数、あるいは家族構成で、このぐらいの所得があれば援助を受けられると、そういう目安を書いた表が載っているということ、また、該当するかどうかぎりぎりの方、いろんなケースで違うわけですから、該当するかどうかわからない、すれすれだと思われるという方には、申請していただければその審査の結果を通知しますと。また、この申請書は、調査項目を入れておきまして、調査も兼ねておりますから、必ず提出してください、ということ子供に対しての配慮もうかがわせるような内容のお知らせであります。こういうのも大いに参考になるのではないかなとい

うふうに私は考えます。より多くの方々にこの就学援助制度の存在を知らしめるためにも、より参考になる例ではないかなというふうに考えます。

それから、入学の場合です。広報には、4月から給付可能にするために期限を設けておるといふふうにきのうの答弁でありましたけれども、入学の場合、4月以前に準備するものもあろうかと思いますが、きのうの答弁では早くても4月になると、給付は早くても4月。そういうことで、自治体が入学準備金の立てかえや貸し付け、あるいは衣料品を早く必要とする者への配慮も必要なのではないのかなというふうに考えますが、その点についてはどういふふうに考えておられますか。

それから、きのうも黒田議員の発言の中にありましたけれども、昨年度から準要保護への国の補助金がなくなりまして一般財源化されたことから、自治体の裁量でやるということで、就学援助の対象が狭められることを危惧する声も聞こえておりますが、安心・安全を標榜しておる市長には、よもや対象を狭められるようなことはないと思いますが、その決意のほどをお伺いしたいと思います。

議長（榊原均君） それでは、最初に、答弁、市長。

市長（横山忠長君） 財政は大変厳しい状況でございますけれども、現状の就学援助については、可能な限り維持していくという考え方でいきたいと思っております。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 支給時期についての御質問でございますけれども、やはり支給を決定する際には、前年度の所得が幾らだったのかという調査が必要です。それが、やはり源泉徴収票とか、確定申告が終わらないと出てきませんので、どうしても今の時期にならざるを得ない。それから、行政の予算執行は4月からということになりますので、入学前の支給についてはなかなか無理なのではないかと考えております。

議長（榊原均君） 佐々木春男議員。

43番（佐々木春男君） 次に、介護保険について関連して質問いたします。

私たちは今、全戸を対象にしてアンケートをいただいておりますが、その中には、在宅介護は大変だから、早く開所してほしいという新市への期待を込めたものも寄せられております。市長の選挙公約には、老人福祉施設への入所待機者解消に努めると、50床をつくとありますが、先ほどの答弁で、県内で50床を18年度でつくるというような答弁をいただきましたが、これで入所待機が解消されるのかどうか、ひとつその点をお伺いします。

また、そもそも介護保険の保険料や利用料が高いのは、この制度が導入されたとき、それまでの介護の施策でやっていた国の負担よりも、この介護制度を導入したときにその負担を引き下げたこと、これが大きな原因であると言われております。ここを引き上げることで、より安心して利用できる制度へ近づくことができる、こういうものであろうと思っております。介護保険制度について言えば、きのう以来、市長は、どちらかといえば冷たいお言葉を私たちに与えておりましたけれども、それは市長だけが悪いのではなくて、そもそも国の制度、国のやり方が悪い、こういうことであります。どこの市長も苦悩していることは私も理解できます。しかしながら、そういう中でも、保険料をいただくときに段階を多くして、所得の多い方には多く負担してもらい、所得の少ない者にはより安

い保険料で利用いただくと、こういうふうな考え方のもとに軽減を図っておられる市長さんもおられますし、食費などの援助をして介護保険を利用させていただいておる市長もおられるわけで、そういうところもよく研究しながらやる必要もあるのではないかなというふうに私は思います。負担を軽減できるのは自治体でしかないわけですから、そういう例も参考にしながら、できるだけ軽減できるように努力していく必要があるというふうに思います。

また、市長の答弁には、職員もそうですけれども、職員の方のお話の中にもそういうことが感じられるわけですが、答弁の中には、厚生省からの通達、厚生省から県を通して市町村に届いておるようですが、その厚生省の3原則、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、一般会計から出すとか、保険料をゼロにするとか、そういうふうな通達の内容ですが、介護保険は、そもそもここでの裁量で、自治体の裁量でやれる事業であります。自治事務ということで、受託事務ではありませんので、この裁量でやれるということですので、そういうことから、国はむしろ締めつけることよりも、その自治体を援助すべき立場にあるものだとは私は考えるものです。ですからこそ、国会の答弁でも、負わなければならない義務ではないというふうに答弁して認めておるわけです。そういう観点からも、低所得者対策、あるいは利用料の負担を軽減して大いに利用してもらって、安心して利用できる介護保険制度になるように努力を惜しむべきではないというふうに考えるわけですが、市長、いかがですか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） まず一つは、特養の50床のお話がありました。これは、由利本荘市、にかほ市、この圏域の中で、12月までに50床新たに増床になるという、増床と言ったらいいですか、新しい施設ができるということになります。これは18年度から20年度までの広域の計画の中で位置づけされたものでございまして、21年度以降、さらにこういう施設が私は必要になってくるんだろうと思います。ですから、にかほ市の状況を見ながら、私の約束の中にもございますが、新しいものをつくるのか、あるいは今ある施設に増床ができるのか、そういうことも含めて、これからの課題だと思っております。

介護保険の軽減については、私もやりたいんです。やりたいけれどもですね、やはりまちづくりというのは、介護の軽減、こればかりでないんです。ですから、全体のまちづくりの中でどうするか、あるいは将来的な財源を見通しながらどうしていくかということを考えていかなければならないわけです。そういうことも含めまして、できるものなら私もやりたいです、できるものであれば。そういうことも含めて、これから私なりに研究をさせていただきたい。ただ、今の段階で私は一般会計からの持ち出しをして軽減を図るという考え方は持っておりません。

議長（榊原均君） これで43番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

次に、30番小川正文議員の一般質問を許します。30番小川正文議員。

【30番（小川正文君）登壇】

30番（小川正文君） 最初に、文中の「身直し」という言葉がありますけれども、見直しの「見」が「身」になっておりますので、見るの「見」に訂正して下さるようお願いをいたします。

私は、産業の育成、支援のためにと、それに関連することについて市長に質問をいたします。

最近の経済動向を新聞、ニュースなどで見ておられますと、大都市を中心に景気の拡大が少しずつ浸透してきているようでありまして、また、企業の売り上げも収益も、大手企業を中心に過去最高という企業も出てきているようであります。一方、我々の住む地方経済はといいますと、2日の市長の市政報告にもあるように、まだまだその実感がないというのが現況のようであります。平成12年度に施行されている地方分権一括法は、自己決定、自己責任による地方の真の分権を推進する一方で、三位一体の改革では、地方の補助金の廃止、縮小、地方交付金の削減という相反する政策がとられております。補助金や、あるいは地方交付税が削減されますと、今の地方自治体では、現状維持でさえ、確保していくのが難しいという状況ではないでしょうか。産業の振興、特に第二次産業と観光の振興は、雇用の促進、若者の定住化、人口のUターン化など、さまざまな要素を含んでおり、地方経済の柱となるものと思います。

そこで、さきの選挙戦において、市長は、産業の育成と支援のためにという中で、TDKを初めとする地元立地企業の発展のために、各種情報を提供し合い、相互の計画に整合性を保つため、都市計画や土地利用計画などの諸計画の見直しを行うと約束をしております。産業の育成による自主財源の確保は、新市の根幹をなすものと思います。市長の各産業に対する都市計画、土地利用計画を含めたビジョンをお聞きするとともに、どのような政策を考え、実行していこうとしているのか、お尋ねをいたします。

次に、新卒者の雇用促進のために1年以上雇用契約をした企業に対して助成金を支給しますということについてであります。これは、さきの広報にも載っておりますし、今回の予算の説明の中にもありました。240万円ほど計上されておりますけれども、この計上された経過についてお聞きします。

次に、新卒者の対象についてでありますけれども、広報には、にかほ市在住の中学校、高校の新卒とありました。そのほかにも、職業訓練校、高専、専門学校、大学とあるわけではありますが、それらをなぜ対象にしなかった、その理由がありましたらお聞きをいたします。企業の対象については、法人で440社という説明がありましたけれども、個人の事業所を含めると、まだまだあると思いますし、企業の対象についてはどのような考えを持っておられるのでしょうか。

それから、この質問の最後には、今後の経過、今後の継続期間について、どのような考えを持っているのかということです。

3つ目は、地元産品を活用する特産品開発を促進するため、設備投資に対して助成金を支給しますということについてであります。これは、にかほ市特産品開発助成金交付要領に基づくものと思いますけれども、1件50万円以内というようになっております。

そこで、1つ目の質問でありますけれども、第1条の目的の中に、助成する対象が詳しく明記されておられませんけれども、その対象として考えられているものは何なのでしょう。

2つ目は、今回の予算に100万円ほど計上されております。その内容と件数についてお尋ねをいたします。

3つ目は、これは旧象潟町で行われてきた助成金交付制度のようでありますけれども、これまでに象潟町で行われてきた特産物の内容と件数についてお尋ねをいたします。

最後の質問でありますけれども、障害者の雇用についてであります。

雇用の状況が厳しい中、障害者の雇用は一層厳しいものと思います。国・地方公共団体における障害者法定雇用率は 1.1%と定められておりますけれども、現在、にかほ市役所においては、この数値に対してクリアしているのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

以上です。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

御承知のように、本市は、秋田県内においても、企業の集積が高く、製造出荷額においては、秋田市と肩を並べるレベルにございます。これは、TDKを中心として培われた企業集積と技術の積み重ねであり、この中で育てられた物づくりの文化と言えるものであろうかと思っております。こうしたことで、これから企業の環境をどうしていくか、土地利用をどうしていくかということの御質問でございます。

今、日本の国内の景気は上向き方向にございまして、この地域の企業からも、何とか設備投資をしながら雇用の拡大を図っていただきたいなというふうな願いも持っているわけでございます。そうした中で、じゃ、工場を拡張したい、こういうところに新しい工場をつくりたいというふうな形になっても、いろいろな土地利用の関係で、なかなかこれがすぐに対応できないのが今の現状でございます。ですから、今回 18 年度で総合発展計画をつくってまいります。それに基づいて土地利用計画をつくっていくわけでございます。こういうことで、企業の皆さんからいろいろ情報を得ながら、企業が拡張しやすい環境を整えていきたいということでございます。例えば、今の土地利用計画は、国土利用計画法に基づいて総合的な土地利用計画を定めるわけでございます。それがなければ、農振法、あるいは都市計画法に基づく土地利用というのは変更はできないシステムになっているわけです。ですから、この土地利用計画を、市の総合発展計画に基づいて見直しをしながら、それに基づいて農振地域、あるいは都市計画区域、そうした地域を変更していかなければならない。そのためにも、企業の皆さんから情報を得ながら、そうした環境づくりにも、まちづくりの中で配慮してまいりたいなという考えのもとで、こういった約束の中に掲げていただいたところでございます。

次に、新卒者の雇用促進についてでございますけれども、御承知のように、補助金を交付要綱に基づいて交付しています。今回 18 年度の予算では、25 人の 250 万円を計上させていただきました。これは、にかほ市の在住の中・高校生の卒業者が地元で 25 人内定しているということでこの予算を置いたわけでございますけれども、4 月以降についても、この制度の周知を図りながら、新たな雇用の掘り起こしを進めてまいりたいと思います。

そういうことで、これは、旧象潟町の形を引き継いでまいりましたけれども、なぜ大学と専門学校を対象にしないのかという御質問ございました。このことでは、やはりどうしても高校生の就職の場が地元がないということで、こうした形をつくってまいりましたけれども、これから専門学校、大学、こうしたことについても、高校生の就職の内定率が 100%に近い状態でございますので、そ

うしたことに範囲を広げてまいりたいなと、今、実はそのように感じたところでございます。今後このことについては検討をさせていただきたいと思っております。

それから、障害者の雇用についてでございますが、地方公共団体には、法律に基づいて2.1%をクリアするという形のを課せられているわけでございます。現在、市長部局においては、残念ながら0.75%しかございません。達成率が0.75%です。それから、教育委員会においても、今の形で1.37%、ガス水道事業局においては2.94%で、ここだけは達成している状況でございます。いずれにしても、この雇用率の達成のために、今後の課題、そして、検討をしてみたいと、そのように考えておりますので、御了解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） すみません、答弁漏れがございました。

特産品の開発助成でございますが、今年度の100万円についてはまだ申し込みがございません。これまでの旧象潟としては、太陽の家、知的障害者の子供さんたちが、「鳥海焼」ということで、鳥海石を削ったときに、石を削ったときに粉が出てきます。この粉を活用しながら焼き物をしたということで、21万円助成をしております。それから、温泉まんじゅう、これは市になってでございますけれども、パッケージのデザイン、この関係について21万円、それから、同じく温泉まんじゅう関係で、これも要綱上認めることができますので、急速冷凍庫、この関係で50万円を助成をしております。今、これはことしになって「ねむの丘」などで土産品として販売をされております。それから、ジャージープリンということで、これはお菓子です、洋菓子でございますが、この特産開発で17万6,000円ほど助成をしております。いずれにしても、こういう助成を活用しながら、何とか特産開発に市民の皆さんから取り組んでいただきたいと思いますし、いろいろ出てくれば、予算も増額を議会のほうにお願いをしてみたいなと思っております。

議長（榊原均君） 補足答弁、産業建設部長。

【産業建設部長（金子則之君）登壇】

産業建設部長（金子則之君） 最後の旧象潟町での予算の実績についてだと思いましたが、私のほう、わかる範囲でございます。この制度は、旧象潟町では12年から始まっております。それで、最初の12年については、漁協婦人部さんのほうに、ホッケのつみれというふうな、つくことで、冷蔵庫、チョッパー等の補助をしております。それから、13、14年はありませんでした。15年にサケの真空パックの購入ということで、そういう補助もしております。16年度につきましては、地元の野菜等を使ったドレッシングの開発というふうなことで助成をしております。

以上でございます。

議長（榊原均君） 30番小川正文議員。

30番（小川正文君） 再質問をさせていただきます。

1つ目は、障害者の雇用についてでありますけれども、先ほどの答弁で、市の内部では0.75%という低い数字でありますけれども、これに対して、市として、障害者の促進を図るために、臨時職員も含めて、現在の採用状況でいきますと、障害者ということが出てきませんけれども、そういう

ふうな仕組みをしながら、障害者を雇用するような公募、あるいは臨時職員というものについて、どのような考えを持っているのかということ。

それから、最初の質問でありますけれども、T D Kという言葉が出てきましたので質問しますけれども、平成 13 年度に T D K のリストラがありまして、地元にとっては大変大きな、経済的な打撃を受けたわけであります。今後そのようなことはないことを願うわけでありますけれども、企業というのは、いつ、どのようなことがあるかわからないわけでありますので、行政のトップとして、T D K に対して、市長はどのような関係を保ちながら対応していくのかということであります。

それから、あわせて、地元企業についてでありますけれども、地元にも 440 社と、それから、商工会に行きますと 880 名の会員がおるといような話でありまして、それらの企業の考えや意見を行政としてどのようなことで反映していくのかということについてお聞きしたいと思いますし、もう一つ、情報という言葉が先ほどから出ておりますけれども、情報はすべて公開するということになると思います。この情報を集める方法についてはどのような考えを持っているのか。きのうの答弁の中でもありましたけれども、市長は、各企業を回るというようなことは言っておられましたし、その点について、今回の予算査定においても、市のサービスの向上において、きめ細かな、新しい目標をつくっていますし、教育委員会では、専門職を置くというようなこともありましたし、その点から、工業専門の、各企業を回るような職員の配置ということは考えていないのでしょうかということについて再質問します。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 障害者の雇用については、これからの課題としていろいろ取り組んでまいりたいなと思いますが、いざ、まあこれ、やってみなければわかりませんが、募集しても応募してくれるかなということもございませぬ。こういうことも含めてこれからいろいろ考えてみたいと思っております。

それから、T D K の今後の動向、あるいは企業の動向ということでございますが、私も、T D K については、専務さんが地元の専務さんですので気安く私、行かせてもらっていますけれども、いろいろな形でお話は聞いています。T D K も、ここに残らなければならないという理由はないそうです、はっきり言って、理由は。それから、やっぱり製造業にしてみれば、この沿岸地域というのは、12 月から特に 2 月までの塩害、これがすごいネックだそうです。だけれども、何とか T D K はこの地域に発祥した企業でありますので、ここに居座って何とか頑張ってもらいたいという話は、常に行くたびにお話をさせていただいております。私的な形でお話しした段階では、今、秋田地区でやはり製品を開発して、秋田地区で製造を行うというシステムに力を入れている。そのために、100 人以上の大卒者をこっこのほうに連れてきているという話は、私的な形のやりとりではそういう話も聞いております。何とかこの企業が拡大できるようにお願いしますと、ただ私のほうではお願いするしかございませぬ。そういう形で、機会があれば伺っているいろいろな情報を交換しているところでございます。

それから、地元企業との意見交換でございますが、今、旧町単位でそういう団体がございませぬ。例えば旧象潟町であれば、工業振興連絡協議会とか、そういう企業主の皆さんが集まる団体がござ

いますので、そうした形での情報を得ながら、これからの施策に反映してまいりたいと思っております。これは、そういうことで情報も集めてまいりたい、そして対応してまいりたいと思っております。

それから、職員の専属でございますけれども、ちょっと戻ります。この工業連絡協議会もありますけれども、やはり大切なのは商工会だと思っております。ですから、商工会からもいろいろな情報を聞きながら、これからのまちづくりに反映してまいりたいと思っております。

それから、職員の対応でございますが、今現在では、産業建設部の中に商工課がございます。これからの工業誘致も含めて、工業振興については、この課の職員の皆さんから頑張っていただきたいと思っております。当然ながら予算もこれからつけなければならない部分はつけてまいりますし、あるいは、どうしても職員が今の体制ではできないとなれば、職員の増員も、これから考えていかなければならないと思います。そうした形で工業振興を図ってまいりたいなと思っております。

議長（榊原均君） これで30番小川正文議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時32分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、37番佐々木元議員の一般質問を許します。

【37番（佐々木元君）登壇】

37番（佐々木元君） 最初に、国民健康保険証のことで御質問いたします。

だれでも、いつも、わからない病気やけが、そのときに安心して医療を受けられることは、私たちの願いであります。国民だれもが保険証1枚で医療制度が確立される、世界に誇れる国民皆保険をつくってきたのであります。この制度が、国保であります。しかし、最近、全国の自治体が、対応では、国保は相互扶助の保険だから保険料は払わないのが悪いという、滞納者を一方的に悪者扱いにする宣伝が強められております。法律によれば1年以上滞納した人については資格証明書が交付されます。資格証明書といえば、保険証を取り上げることなのであります。象潟、金浦、仁賀保で何世帯の人たちがこの対象になっておるのか、そしてまた、今後どのような方針で臨むのか、きのう、弥四夫議員の答弁もありましたが、再度答弁をいただきたいと思っております。

次に、今現在、確定申告の時期であります。障害者控除については、従来、精神衛生鑑定医の判定により精神薄弱者とされた人、身体障害者手帳を交付されている人が対象であります。介護保険の要介護1から5の人は障害者控除は適用になるのかどうかを伺います。

次に、妊婦健診に対する補助金のことで質問いたします。

妊婦健診は医療保険の対象外で、目安どおり実施するとすれば13回が必要なようでありまして、1回につき約4,000円もかかります。約5万2,000円です。金浦地区では5枚の無料受診券を発行し

ております。年々少子化が進んでおり、できるだけ若い人たちに子供を生んでもらって育てやすい環境をつくるためにも大事なことであります。仁賀保地区、象潟地区はどうなっているのでしょうか。

次に、学校給食の問題であります。

給食制度というのは学校教育の一環であります。給食のおいしさを引き出してくれる食器はどうなっているのか。食器は消耗品であります。何年に1回更新するのか、その点について伺います。

と同時に、地産地消の目標は設定しているのかどうか、このことについて御答弁をお願いします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

初めに、国民健康保険についてでございます。

現在、被保険者証を返還して資格証明書を交付している世帯は、37世帯の65人でございます。きのうの佐々木弥四夫議員にもお答えしておりますが、国民健康保険事業は相互扶助で成り立っている制度でございますので、何とか御理解をいただいて保険税を納付してくれることをまずもってお願いをしたい。私も、いろいろ話を聞いてみますと、必ずしも生活に困って保険税を納めないという人ばかりじゃないようです。例えば、やはりこういう制度というのは家族全体で考えていくべきものだろうと思います。保険税を納めるお金はないということで、見てみますと、子供たちはいい高級車に乗って歩いているというようなことでは、やはり本当に国民皆保険という形のものを理解していただいているのかというふうにも私は思います。本当に困っている方であれば相談してください。相談して、1,000円でも2,000円でも分割納付していただければ、そういうことにならないように市としても頑張っていきたいと思っております。ただ、いろいろな形で連絡しても来ないで、もうどうでもいいやという形であれば、しょうがないんです、やっぱり。このあたりも、やはり本当に困っているのであれば相談をしていただきたいということをお願いをしたいと思っております。そういうことで、今後ともできるだけそういう相談に応じながら、資格証明書を発行しない形でいきますけれども、やはり悪質なものに対しては、やっぱり行政としてもしっかりした対応をしていかなければ私はないと思っています。

それから、妊婦の健診に関する情勢でございますが、基本的には県と市がそれぞれ2分の1ずつの負担をして実施しております。助成の内容については、一般健康診断については7枚受診券を交付しています。うち4枚については県と市がそれぞれ2分の1を負担しています。そして、残りの3枚については全額市が負担しています。また、感染症検査と超音波検査の受診券については、それぞれ1枚ずつ交付して、すべて市が負担しております。歯科健康診査券については、県と市がそれぞれ2分の1を負担して1枚を交付しておりますので、合わせて10枚の無料券を発行しているところでございます。これは18年度そういう形で向かうということでございます。

他の御質問については、教育長、あるいは担当部長がお答えしますので、よろしく願いをいたします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

【総務部長（須田正彦君）登壇】

総務部長（須田正彦君） 要介護1から5までの人は障害者控除、税法上の控除を受けられるかという御質問でございますけれども、介護3から5の認定を受けられる方は、税法上の障害者控除を受ける中で、65歳以上の方で、障害の程度が障害者に準ずるものとして市長の認定を受けている方に該当させております。また、介護度3は普通障害者控除、介護度5は特別障害者控除が受けられることになっております。介護度4の方については、介護の状況により、普通障害の方と特別障害の方に分けられることになっております。現時点で、現在確定申告中でございますけれども、にかほ市でこの介護1から5までの方で障害者控除を受けられている方は5名ほど現在までおります。これからまた3月15日までの間にどれくらいふえるかわかりませんが、現在では5名の方が障害者控除を受けられているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 佐々木元議員の御質問にお答えさせていただきます。

給食の食器についての御質問ですが、当然、子供の健康にとって安全が確保された食器が使用されているということでございますが、市内の各小中学校では、現在、アルマイトと呼ばれる樹脂製のものとか、強化磁器、瀬戸物、ステンレスといった種類の食器が使用されております。食器の選定に当たっては、それぞれの学校が結構こだわっておりまして、食習慣の形成という観点も含めて、それぞれ特色のある食器を使用しております。

更新年次、何年ごとに更新しているかということでございますけれども、今の食器は大変長もちする食器でありまして、特別何年ごとに更新するという年次は定めておりません。傷みの激しいものや、数が不足した場合に、その都度必要な数量を更新していくというふうな方法で今まできているという現状であります。

それから、給食の材料についてでございますけれども、特に、多分、野菜のことではないかと思っておりますけれども、地場産の野菜、地元にあるものをまず最優先して、現在、給食の材料として使っているわけでありまして、前の監査の報告にもございましたように、当市では、いずれの地区も地場産野菜の使用量が40%を超えているということで、かなり高い使用率となっております。特別、目標は設定しておりません。まず地場産の野菜を優先して使おうということで取り組んでおりまして、これには、農家とか、関係機関の協力が必要なわけですが、お互いに連携をとりながら、地場で賄えるものは地場でという観点、共通認識のもとに、協力を願って今、こういう数字になっているわけで、今後ともさらにこういう努力を続けていきたいというふうに考えております。

議長（榊原均君） 佐々木元議員。

37番（佐々木元君） 国民健康保険証のことではありますが、厚生労働省は、滞納問題に関しては、保険料を払っていない人は医療を受ける権利はないとは言っておらないわけでありまして、また、国民健康保険法でも、こうした規定がないのであります。今まで保険証の取り上げを自治体の裁量に任せていたのですが、自治体の義務規定に改悪したのであります。滞納している方は特別な事情が

あるわけであります。このことについて、政府は、特別の事情は自治体の判断だと国会で答弁しております。ということは、市長の判断で決定できるわけであります。私は、この適用の範囲を、特別の事情の適用の範囲を拡大すること、これが市長のやり方だと思います。だから、保険証の取り上げをやめさせること、医療を保障することが、今一番求められているのであります。市長の再考を促します。

次に、確定申告の障害者控除であります。先ほど総務部長がおっしゃいましたが、国税局との考え方の相違があります。例えば、国税庁のほうでは、要介護1から3は障害者控除、それから要介護4から5までは特別障害者控除が受けられるということで進めているわけであります。要介護の場合は27万円の控除、要介護1から3ですね。4から5の場合は、控除が40万円であるわけです。ということは、2万7,000円か、もしくは4万円は税金を払わなくてもよい、戻ってくるのであれば戻ってくるんだというわけであります。秋田県の南税務署では、平成13年度からこれを進めております。しかし、私が懸念するのは、要介護の1から5までの人は、金浦の人だけでも二百数十人もおります。徹底していないのではないかと。あなたは、1から5の人は障害者控除が受けられますよということが徹底していないのではないかと。能代市では障害者控除の特別控除を受けることができるというお知らせを全世帯に配っております。もう一方、市民の方がわからないという人が大多数いるということは、ここに確定申告の手引がありますが、介護1から介護5までは障害者控除を受けられるという一文句もありません。そうすれば、知らない人が余計だということであります。この点について周知徹底を図る、今、申告中ですから遅いかもかもしれませんが、周知徹底することを考えざるを得ないのではないかと、総務部長にそのことをお聞きいたします。

次に、少子化対策の一環であります。猪口邦子少子化・男女共同参画担当大臣が、各全国の知事らと少子化対策について意見を交えた結果、出産を無料化にすると、そういう方向づけを今、検討しているみたいであります。これは議論を呼びそうなんですが、これが実現するとなれば、相当の少子化対策になるのではないかと。今、見守っているわけです。これは参考であります。

給食制度については、17年度の決算審査意見書にもあるように、教育委員会や各学校、そして、生産者との定期的な協議の場から、信頼関係が構築されての数値が約40%以上地場産であります。これを、子供たちの目線で意見交換しながら、ますます地場産業の食材を活用して欲しいという意見書もついているわけですので、この点を有効に生かしながら前進していただきたいと思っております。以上です。

議長（榊原均君） 1点目、国保関係、答弁、市長。

市長（横山忠長君） 資格証明書の交付でございますけれども、やはり国民健康保険というのは、国民皆保険ということで、相互扶助の考え方で成り立っているものでございます。これはまず御理解をいただきたい。それで、じゃ、本当に生活困っているという話であれば、さっき話したとおりで相談していただきたいと思っておりますし、少しでも分割納付していただければ保険証を取り上げるといった考え方は私は持っておりません。ただ、こういうことが、行政、何にも手を打たないで、いや、このままいく、資格証明書も発行しないで、ただ滞納しているから納付してください、納付

してくださいだけでは、この制度がだんだん崩れていく可能性もあるわけです。あるいは、一生懸命納税していただいている方々が不満を持つかもしれません。やっぱりそういうことも十分考えて、この国保運営はやっていかなければならないと思います。

例えば、先ほど特別の事情がある場合ということでしたけれども、これには、世帯主がその財産につき災害を受け、または盗難にかかったこと、まあ何項目かあります。特別な理由ということで今までやっていた形の中から急に変わったというものがほとんどなんですけれども、こういう特別な事情ある場合は、当然配慮しなければなりません。何回も申し上げますけれども、やはり、これは相互扶助の制度として成り立っているんですから、やはり私は医者にかからないからしなくてもいいのだという考え方の人もいるかもしれません、それではこの制度は成り立っていないのです。この点は、やはり十分御理解をしていただきたいと思いますし、行政としても相談に乗ってまいりますので、このことも御理解をいただきたいと思います。

議長（榊原均君） 次に、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 要介護1から3までのその認定の方法については税務課長のほうからお答えさせますけれども、次年度からは、こういう形のものについての控除のものについても広報等でPRをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（榊原均君） 補足答弁、税務課長。

税務課長（佐藤縫子君） ただいまの質問にお答えいたします。

ただいま佐々木議員がおっしゃられましたように、障害者控除の欄の中には、「65歳以上の方で、障害の程度が障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けている方」ということで書かれております。その「身体障害者に準ずる者として」という判断は、介護度を受けられている方は3から5が該当するというふうにして市町村では認定しております。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 佐々木元議員のおっしゃるとおり、これからもなるべく地場産のものを多く使用できるように努力をしてまいります。

議長（榊原均君） 佐々木元議員。

37番（佐々木元君） 先ほど障害者控除について、3から5までが対象だということで御答弁ありましたけれども、いつから変わったんでしょうか。国税庁は1から5まで要介護の場合は認めているんですが、これは単独で市で決めるようなことなのでしょうか、それが第1点。

第2点は、質問事項には書いておりませんが、今ちょうど申告の時期でありまして、象潟地区であれば、象潟のみんな集まって何月何日とー象潟地区であればですね。例えば、1カ所申告の説明会といえいいか、それは上郷とか、上山とか、向こうのほうからバスを、有料のバスで通ってきているらしいんですよ。日程が決まっているんだったら町の無料バスを使用するような方向づけはできないものなのでしょうか。以上です。

議長（榊原均君） 答弁、税務課長。

税務課長（佐藤縫子君） お答えいたします。

ただいまの介護 1、2の方が障害者控除を受けられているということでございましたけれども、市町村長が認定するということですので、にかほ市では3から5を障害者控除と認めております。以上でございます。

議長（榊原均君） 佐々木元議員。

37番（佐々木元君） では、市長に要望いたします。ことしは間に合わないと思いますが、来年からは国税庁で認めている1から5まで、介護1と2は、3は障害者控除、4と5は特別障害者控除、市長、何とか来年判断してくださいませよう要望して終わります。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 大変、昔はそのような形で、地域ごとに納税者の方々が行っておりましたけれども、今、各会場にいろんなパソコン等を導入しながら作業を進めております。それで、その会場等の電圧等の関係でできないもの、そして、その機械の移動に相当手間がかかっています。そういう形で、何とか納税者の方には御不便をおかけしておりますけれども、そういう形で象潟庁舎、仁賀保庁舎のほうに来ていただいているわけでございますけれども、何とか御理解をいただきたいなというふうに思います。

また、バスについては、ちょっと検討させていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（榊原均君） これで37番佐々木元議員の一般質問を終わります。

昼食のため1時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番池田好隆議員の一般質問を許します。19番池田好隆議員。

【19番（池田好隆君）登壇】

19番（池田好隆君） 通告しております4点につきまして御質問をいたします。

さきの答弁で重複する点もあるかと思ひますけれども、その辺は答弁のほうよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。それから、答弁の状況によりましては再質問もさせていただきたいと思ひます。

第1点目でございます。

市長は、市政の運営方針の中に、安定した財政環境を保持するということを述べておられます。さきの市政報告の中で、この財政問題では、よく国の三位一体改革の問題、あるいは、その後に予想される地方交付税の見直しの問題、こういう言葉はしょっちゅう出てまいりますけれども、私はむしろ、むしろいいですか、こういった要因は外的な要因で、自治体としてはどうにもならない

面がある問題でないか、こういうふうにとらえます。そのために、逆に、内的要因といいますが、これ、非常に難しい問題がたくさんはらんでおりますけれども、眺めてみた場合、この自己財源の確保という問題は、財政的にも大きな問題でないか、こういうふうを考えるわけでございまして、内的要因とも言える産業振興に基づく、特に所得の増大の問題、それから雇用の増加の問題、こういう2つの観点からは、余り財政問題でも詳しく述べられていないのでないか、そういうふうな印象を持っております。

17年度予算に占める市税の割合、これは14.8%でございます。そのうち、市民税は約6億円でございます。安定した自主財源の確保、これは、もう一方では、豊かなまち、元気なまち、こういうまちづくりにもつながるわけでございますので、こういった面から、大胆な新規の起業家の支援の問題、あるいは観光振興の問題、19年度からスタートする経営安定対策大綱、こういったものに、先ほど申し上げましたように、所得の増大、あるいは雇用の拡大、こういった面から、具体的にどう取り組むかという点を最初にお伺いいたします。

2点目でございます。市の総合発展計画等の策定についてであります。

合併協議、あるいは協定の内容を尊重して、18年12月、あるいは今定例会の市政報告では18年度中、こういうふうはその完成の時期を述べておられます。新市のまちづくり計画には、新市の課題、あるいは土地利用の方向性、新市の主要施策等が御承知のとおり盛られているわけでございます。これらをどういうふうに肉づけしていくかということだと思えます。19年度あたりの国県事業との絡み、そういった点をにらんだ場合、もう少し12月よりも早期に策定できないのかというふうな考えを持ちますので、この点についてお伺いいたします。

それから、第3点目でございます。行政組織の見直しの問題でございます。

これも市政報告でも相当項目述べられております。また、単行議案で提出されておる問題もございすけれども、早々と行政組織の見直しに着手されたということにつきましては、私は評価をしたい、こう思います。今回の行政組織の見直しの基本的な考え方、それから、基本的な事項、特に基本的な考え方でございますけれども、どのようなものがあつたのか、これをお伺いいたします。

それから、第4点目でございます。象潟中学校改築についてであります。

御承知のとおり、象潟中学校は18、19年度、それから、引き続き19年度、20年度には仁賀保中に取り組む、18年度から仁賀保中については検討委員会を立ち上げる、こういう状況になっております。この質問もちょっと古くなってしまいましたけれども、議員協議会のお話は除きまして、この6校の補助要望、これに枠は3校というふうなお話がさきにも示されました。今定例会でも、18年度の補助枠を確かなものにするために、17年度補正で体育館建設、こういうふうなお話も述べられております。象潟中学校につきましては、老朽化も大分進みまして、象潟町民待望のプロジェクトであります。これは18年度から象潟中学校が建設されると、こういう大変な町民の期待の大きいプロジェクトでございます。何としても実現したいものだなと、一議員としても望んでおるところでございます。一番新しいお話が市政報告でもされましたけれども、この点につきましても、18年度補助枠確保の見通し、現時点でわかる範囲内でお示しをいただきたい。

以上4点でございます。よろしく申し上げます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

まず初めに、産業振興についてであります。産業振興は、財政の安定のみならず、市勢発展の根底を支える大変重要なことですので、総力を挙げて取り組んでいかなければならないと、そのように認識をしているところでございます。したがって、新たな企業誘致とともに、既存企業の事業拡大へ向けた支援、新規起業による起業の機会を創出する支援などを図っていくことが必要であると、このように考えております。

現在、市では、工場誘致条例に基づく工場の新設及び増設に対する市税の減免措置を初め、新規開店や起業者を対象に無利子による融資制度を設けるなど、事業展開の拡大に対し、支援を行ってまいりたいと考えております。また、中小企業振興資金制度における利子や補償料の補給を行い、設備投資や運転資金の調達をバックアップしてまいりたいと思います。

企業は、事業のグローバル化に伴う海外企業との価格競争や原油の高騰など、取り巻く環境は大変厳しい状況にございますが、これに対し、行政はしっかりと行政ニーズを把握し、的確で速やかなサポート体制をとれるように、企業との連携を深め、情報交換などをしてまいりたいと考えております。

また、企業誘致については、さきの質問ありました議員にお答えしておりますが、にかほ市としての企業立地に係る資料などをまとめながら、これからアクションプログラムなどを作成して、企業訪問などを行うための活動を展開してまいりたいと思っております。

観光でございますが、にかほ市の誕生により、旧3町の豊かで美しい自然や貴重な文化遺産、そして、伝統芸能など、より多くの観光資源を持つことができるようになりました。これらの資源を活用して、にかほ市としての観光を全国に向けて発信する事業展開はゼロからのスタートという形になるわけでございます。申すまでもなく、観光による交流人口の拡大は、地域経済にも大きな波及効果を与えてくれます。そうした効果が高まれば、新たな産業おこしや、あるいは雇用にもつながっていくと、そのように考えておりますが、そうした交流人口を拡大していくためには、市全体での取り組みが重要であると考えているところでございます。

市政報告でも申し上げましたが、5年後の交流人口、現在が今180万人前後でございますけれども、5年後の交流人口を300万人、宿泊客をその10%の30万人にすることを目標に掲げました。その目標をどうすれば達成していくことができるのか、いろいろな方から御提案をいただくために、観光振興検討委員会を設置いたしまして、新たな観光ルートなど、商品開発を進めて、誘客活動を高めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

いずれにしましても、交流人口の拡大を図るためには、既存の資源に磨きをかけながら、行政、観光協会、各種事業者、あるいは農家や漁家、そして、市民が一体となった観光振興が最も重要であると、そのように考えているところでございます。池田議員も、職員時代から観光振興に手がけて、いろいろ知識を持っているところでございますので、いろいろ御享受をいただければ大変ありがたい、そのように思っているところでございます。

農業振興については、これもさきに御質問ありました議員の皆さんにお答えしておりますが、19年度からの国の新たな経営所得安定対策が導入されます。この対策に対応できるかどうかで今後の農業を大きく左右するものと考えております。行政といたしましても、そうした対策に対応し、集落営農などによる経営体を強化し、将来に向けて多様な農業展開ができるよう、JAや県などと連携しながら支援を行ってまいりたいと思っております。そのために、これも申し上げておりますが、農林課に集落営農推進係を配置し、職員を増員しながら支援してまいりますが、何よりも大切なことは、この厳しい農業情勢を踏まえて、集落に向けて魅力ある農業展開をするにはどうするべきか、農家の皆さんが主体性を持って考え、そして、行動していただきたいと思っております。

次に、総合発展計画についてであります。新市のまちづくり計画は、まちづくりの基本方針や新市建設の骨幹となる主要施策、公共的施設の整備、あるいは財政計画などが盛り込まれ、合併に伴う財政支援を受けるための重要な計画でございます。総合発展計画においては、その理念や方針を継承し、行政施策全般にわたる総合的な指針として定めるものでございます。今回の策定に当たっては、新市のまちづくり計画を包含するとともに、新たな市民ニーズを取り入れて策定したいと考えております。

そうしたことで、従来手法の行政の一方的な作成でなく、協働のまちづくりを進めるためにも、市民の意識調査などを実施して、これまでの施策に対する満足度や重要度などを踏まえながら、めり張りの聞いた計画を目指してまいりたいと思っております。したがって、12月より早く策定することは難しい環境にありますので、何とぞ御理解を賜りたいと思っております。

次に、行政組織機構についてでございます。合併協議会においても、管内の状況及び社会情勢に合わせて組織のあり方を検討すると確認されております。18年度においては、市政報告でも申し上げたとおり、子育て支援と高齢者支援を重点施策として進めるために、すすく子育て支援課といきいき長寿支援課を専任の部署として新設したいと考えております。それぞれが、福祉・保健・医療などの分野と連携を図りながら、また、可能な部分については一元化をしながら、効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。それに伴い、市民部を市民部と健康福祉部の2部に分割し、多様化する行政需要に対し、専門性を高め、きめの細かい行政サービスを提供してまいりたいと考えております。こうしたことで、市民部には、市民課、生活環境課、清掃センター、小出・院内診療所が所属し、健康福祉部には、健康福祉課を改組いたしまして、健康推進課、福祉事務所、新設するすすく子育て支援課、いきいき長寿支援課が所属することになります。

また、19年度から新たに始まる経営所得安定対策に対応し、集落営農などを強力に支援していくために、農林課の生産振興係を集落営農推進係に改組します。また、市民の皆さんから、分掌範囲が広過ぎるとの御指摘があった産業建設部を産業部と建設部の2部に分割し、それぞれの分野が異なる多様な行政需要に対応してまいりたいと考えております。新たな産業部には、農林課、農漁村整備課、商工課、観光課が所属し、建設部には、建設課、都市整備課、下水道課が所属します。これによって市長部局は3部15課から5部17課となります。

また、各庁舎ごとに配置されている市民サービスセンターの組織を縮小します。センター長には、部長級にかえて課長級の職員を配置します。班を総務班、市民班、産業建設班の3班体制に整理統

合したいと考えております。現状の業務形態が、窓口業務が主となっていることから、各班の対応範囲を整理拡大することによって、現行の窓口業務は十分に維持することができ、住民サービスの低下にはつながらないと判断をいたしているところでございます。

また、教育委員会では、小中学校の教育に関する調査研究と、教職員の資質の向上を目的に教育研究所を設置します。また、スポーツによる健康で元気なまちづくり、市民総健康づくりに取り組むために、スポーツ振興課を新たに設置します。これによって教育委員会は、4課10教育機関から5課11教育機関となります。

地方自治体は、三位一体の改革や地方分権による権限移譲などによって大きく変革を迫られております。行財政改革の推進を基本姿勢としながら、にかほ市総合発展計画の実施状況に合わせて、19年度以降においても逐次組織機構の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、象潟中学校についての改築についてでございます。18年度の校舎建設に向けて、体育館建設事業の認定申請書を2月20日に文部科学省に提出いたしました。同22日には、給食調理場の事業計画を提出しております。

今の現状でございますが、給食センターについては内示をいただきました。17年度の補正で内示をいただいているところでございます。それから、体育館の建設については、県のお話によると、象潟中学校については、補正予算の第2次の募集でございまして、今、第3次を募集しているという状況にあるそうでございます。したがって、象潟中学校の体育館の建設については、おおむね大丈夫ではないかなというお話がありますが、再度文科省のほうに、県のほうから、いつ内示が出るのかという形を今、確認をさせていただいている段階でございます。

いずれにしても、いい方向に進んでいる状況でございますが、これに対しましては、補正予算債をやっぱり借りなければなかなかできないわけです。補正予算債は100%借りたお金を地方交付税の基準財政需要額に算入されますので、これを何とかお願いしたいと思っていたんですが、これが、17年度については、2月の下旬に締め切ったということで、なかなか最初受け付けてもらえなかったんですが、急遽、私、2月の28日、総務省のほうに出かけていって、運よく副大臣と担当の課長にお会いをすることができました。そこで、何とかこういう実情でございますので補正予算債を認めていただきたいということを陳情して内諾を得てきております。したがって、これが体育館の整備についても、文科省の内示が出れば、これから事業展開に進んでいけると、そのように思っておりますし、引き続き18年度の校舎建設の採択についても、非常に高くなったのではないかなという、自分なりにそのように思っているところでございます。ただ、これは、最終的には決まらなければ、お墨つきをいただかなければこれはできないことであって、何とかそういう形になるように進めてまいりたいと思っております。

それから、仁賀保中学校の建設についても、大変、県内でも学校を建てたいという自治体があるわけでございます。大変数も多いわけでございます。数も多いわけでございますが、まずは仁賀保中学校をどういうふうにして建てるのかという基本計画、そういうものをつくらなければやはり陳情活動もできませんので、こうしたことを新年度になったらすぐに立ち上げまして、学校の形づくり、そういうものを進めてまいりたい。その上で、一緒に県、あるいは国のほうに陳情活動を展開して

まいりたいと、そのように考えておりますので、議員の皆さんからもひとつよろしくお願いを申し上げるところでございます。

議長（榊原均君） 19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） それでは、若干再質問をさせていただきます。

最初に、この財政環境絡みの産業振興の問題でございますけれども、製造業のTDKのお話は、さきの議員に対する市長の答弁で理解いたしました。これは、新聞記事等にもなりましたので、私も地元の専務さんの記事を読んでおります。非常に結構なことだなというふうに思っております。TDKは大企業でございますのでさておきまして、地元の中小企業、これで非常に頑張っている人方があるんでないかなというのが私の印象でございます。新聞報道等でも、地場の中小企業といいますが、こういうものが徐々に回復傾向にあって、むしろ中小企業にとっても、設備投資、あるいは特別雇用、こういうふうなもののチャンスが到来しているのではないかと、こういうふうなお話もされております。秋田県では、この点を踏まえて、力強い秋田を目指そうというふうなことから、仮称でございますけれども、創業支援準備室、こういうものを立ち上げることが報道されております。製造業の関係につきましては、先ほどもちょっとお話があったようでございますが、企業との接触、市は立派な企業の支援策を持っているわけでございますが、企業との接触がもうちょっとあっていいんでないかと。そうしますと、企業個々に当たりますと、それぞれ悩みが違うのではないかと。先ほど中小企業の集まりのお話をされましたけれども、全体のお話できないことがたくさんあるようでございます。ぜひ企業との接触、これをもうちょっと進めるべきでないかと、こういうふうに思いますけれども、これについての所見をお伺いしたいと思います。

それから、2つ目、農業のことでございますけれども、県は、元気な担い手をつくるということから、出先であります地域振興局、ここに集落営農を支援するための専門職員を配置し、強い農家の育成を目指す、こういうのを県の計画に出しております。市長の前からの説明では、行政主導はとらないで、農家の方々から現状をよく踏まえてひとつ頑張っていたきたい、こういうふうなニュアンスの言葉が出ておりますが、本音としてわからないわけではないわけでございますけれども、全体的に農家の方々には経済的にも非常に疲弊しているのではないかとというふうなことから考えますと、産業の活性化、あるいは雇用機会の拡大、これは、私はかなりの部分、行政の役割といいますが、行政の責任的なものでないかと、こういうふうな感じがしますので、行政主導云々よりも、農家と一緒にあって、こういった集落営農、強い体質の農家の育成を目指す、こういうものに取り組んでいただけないのかなというふうな感じが強くしますので、この点について、行政の待ちの姿勢ではなくて、行政が1歩も2歩も前に出るというふうな形で農家を引っ張っていけないのかなと、こういうふうなこと、県にもこういうふうな部署ができ上がっておりますので、先ほど市長の話では、JAだけでなく、県との連携も図りながらと、こういうふうなお話も紹介されましたので、何とかこの辺についてもう一步踏み込んだ市長の強いお話を聞けないのかなということで、この点についても再度お伺いしたいと思います。

それから、観光の話が出ました。ゼロからのスタートというふうなお話でございましたけれども、それぞれ3町には3町の具体的な観光計画、これも十分な検討委員会の意見を踏みながらのものが

あるはずでございます。ただ、合併によって一本化されたと、それから、若干の時代の変化、そういうものもありますので、手直しは、これは必要であろうというふうに思いますけれども、なるべく早期に、短期計画、あるいは中期計画、こういうものを市民に見える形で作り上げてほしいなと、こういうふうに思います。

御承知のとおり、観光は総合産業である、こういうふうに言われます。観光は事業者だけではできません。それから行政だけでもできません。市民の協力も大いに得なければならぬ事柄だと思います。ですから、短期計画、中期計画、こういうものをなるべく早い時期につくり上げて、そして、早期に着手できるものは着手する。行政が早期に着手することが事業者の意欲を喚起する、こういう面にも結びつくのではないかと、そういうふうな感じを強く持ちます。ですから、観光計画の早期立ち上げ、この辺につきましてもお考えをお聞きしたいと思います。

第2点の総合発展計画の策定、これについては理解いたしました。

それから、3つ目、行政組織の見直しでございます。これも、大分詳しく御説明いただきました。それなりに理解をいたします。ただ、ここで一つお伺いしたいのですが、合併に伴いまして、サービスセンター、こういうものができ上がりました、これが本年度から整備統合というふうなことでございますが、私が見るところ、これから企画立案する、あるいは現場に出かけて行って、現場の実態を把握する、こういうふうな、特に現業部門、これが非常に守備範囲が広がったために手薄な部分があるのでないかと。なかなか日常の仕事が忙しくて現場に頻繁に行けない、こういうふうな場所があるように私は見ております。これは合併当初と、そういうふうなこともあるかと思えますけれども、行政には停滞は許されません。そういった点につきましては、状況に応じた積極的な人事交流、あるいは部内、あるいは課内の弾力的な連携といえますか、こういうものも必要でないかなということを痛切に感じます。全体として職員の数が非常に少なくなっているわけですから、特に現業部門は大変なのかなというふうな感じで見えておりますので、この点につきましても、ひとつお考えをお聞きしたいと思います。

それから、中学校建設、これはいろいろお話がありました。一番新しいお話もお聞きしたわけでございます。何とか17年度の体育館建設でも結構でございますし、18年、19年度で象潟中学校が、これは町民の長年の悲願でございます。18年、19年に象潟中学校に着手するというのはかなり以前からのお話でございます。ですから、ぜひ実現できるように、引き続き陳情活動といえますか、確かなものにするように頑張ってくださいなと、これは要望申し上げたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 地元企業との情報交換と申しますか、これは今、やっていることはやっています。それから、具体的に工場を拡張したいので、例えばこういう土地形態のものを、何とか市の用地と交換しながら、建物が建てやすいような環境にしてもらえないかというふうな要望もございまして、そうした事業者に対してはそういう形で対応しております。これからも積極的に中小企業の情報収集をしながら、できることは対応していきたい、このように考えております。

それから、農業ですけれども、集落営農については、これはいろいろなその集落なりに事情があると思いますので、こちらのほうで積極的に何が何でもやれという形のものを私はとらないつもり

です。ただ、こういう状況は大変厳しいですよ、そういう中で、集落の農業者の皆さんがいろいろ考えて、じゃ、組織づくりをやりましょうという形に私は持っていきたい。ただ、農業の振興については、私は一生懸命やりたい。例えば、仁賀保地区は、施設園芸としてパンジーだとか、いろいろ頑張っていますね、農家の皆さんが。あれを何とか輪を広げていきたい。あの輪を広げていくことによって、今やっている農家の皆さんも相当メリットが出てくるのではないかなと。量が大きくなってくれば、やはり市場でも高い評価を得られるようになると思いますし、さらに。それから、値段にもはね返ってくると思います。ですから、今までのような稲作一本やりの農業じゃなくて、今、頑張っている農家の輪を広げるような農業、これも私、大切なことではないかなと思っております。そうした方々はいろんな技術も持っています。こういう方々のお力をかりながら、そういう輪を広げていきたいと思っております。

観光については、ごもっともでございます。今できるものはなるべく対応していきたいと思っております。今、新年度の予算には出すことができなかつたんですけれども、ある部分においては、何とか補正をお願いしたいという部分も今あるんです、実際のところ。そういうことで、今やったほうがいいのかというものについては、これから議会のほうにお願いして予算化をして、事業実施に向けて頑張りたいなと思っております。いずれにしても、検討委員会は早く立ち上げて、早くその方向性を見出しながら頑張りたいと思っております。

それから、組織のサービスセンターでございますけれども、今、合併して5ヵ月になりましたが、やはり、こういう言葉って適当かどうかわからないけれども、サービスセンターにあれだけの職員を張りつけたんですけれども、仕事がないんです、はっきり言って、仕事が。それで、逆に、職員の皆さんが不安を持っているんです。要するに、いろんな事業をやるにしても、本課がある。やっぱり本課と窓口センターとのギャップがあるわけですね、いろいろ考え方に。ですから、むしろ、総合窓口センターについては、市民のいろんな用事を満遍なく対応できるような形を残しておけば、むしろ若い職員をこれからのまちづくりに一生懸命使ったほうが私、いいと思っております。それで、窓口センターを縮小しながら本課機能を高めていく。まずそういう形で今、第1次としては3つの班に区分して18年度は対応してまいりたいと思っております。

中学校の建設については、引き続き頑張りたいと思っておりますが、きょうの夕方か、あしたあたりには県のほうから連絡あると思います。連絡あれば、9日の日にできれば補正予算を議会に追加提案したいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（榊原均君） 19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） 最後になりますけれども、この農業問題、市長から答弁がありましたけれども、市長の気持ち、十分にわかります。これ、市だけでどうのこうのできる問題でないわけですが、それは十分に理解しますけれども、19年度からのこの大綱は、何と申しますか、口を悪く言いますと、小農切り捨て政策だと、こういうふうなお話も出ております。ただ、全体としての流れは、やはり市長答弁していますように、その流れに乗っていかないと農家がだめだと。その実態もわかりますけれども、何とかここは、やっぱり行政という立場で、そういう1戸でも力強い農家を立ち上げると、こういう集落営農、これには何とか全力投球してほしいなと、行政としてでき

る全力投球してほしいなど、これを、余り行政主導云々でなくて、これだけは何とかお願いしたいなど。こういう時期ですから、精いっぱい行政から頑張っていたきたいなというふうな気持ちが非常に強いわけです。この点について最後に市長から御答弁をいただきたい、こう思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 小さい農家を切り捨てと、このままでいくとそういう形になります。ですから、やはり集落営農の形の中で、やはり担い手となるような大きい農家もいます。あるいは兼業農家もいます。高齢者農家もいます。いろいろの形の集落の中で、その役割に応じて集落営農ができるような、これからの将来に向けて農業展望ができるような、そうした集落営農を進めるために、行政も、必要性はこれからも訴えていきたいと思えます。ただ、農家の皆さんにはいろいろな考えを持っている方がいますので、何が何でもという形で強引には持っていきません。ただ、これからの農業展開をどうしていくかということをも十分考えていただきたいということは強くお話をさせていただきたいと思えます。そして、1つでも2つでも多くの集落営農ができるように、行政も、JA、あるいは県と連携しながら努めてまいりたい、頑張りたい、というふうな考えております。

【19番（池田好隆君）「以上で終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで19番池田好隆議員の一般質問を終わります。

次に、23番村上次郎議員の一般質問を許します。23番村上次郎議員。

【23番（村上次郎君）登壇】

23番（村上次郎君） 私は、住民が願っていることを中心に3点にわたって質問します。

最初は、高齢者、あるいは市民の利便性を向上させるために、市内の巡回、あるいは定時バスなどの運行ができないかどうか、この点についてです。

小泉政府は、いろいろな面での「規制緩和」を行ってまいりましたがけれども、郊外型の大型店などをふやす、こういうことも1つです。特に旧仁賀保地域ではこれが顕著に見えております。それに伴って、市内の店舗なども周辺から少なくなってきました。また、農協の合併などの影響もあり、買い物に不便をしている地域もふえてきています。通院、福祉施設や公共施設等への交通の利便性も薄れ、特に高齢者が苦勞をしております。この冬のように、雪のために道路や歩道が歩きにくく、外出を控えざるを得ない、このような高齢者の話も聞こえてきています。

こういう状況ですが、市のほうには、1つ目として、通院、あるいは買い物等で交通手段に不便をしている、こういう声が届いているかどうかお尋ねします。

また、大分前から路線バスの利用者が少なくなってきました。特定路線を除いては、お客さんが乗っているか、あるいはゼロかと、このようなバスも少なくないようです。市として補助金を出している路線バスで、乗車率の高い路線、低い路線はどのようになっているのでしょうか。また、平均乗車率はどのようでしょうか。

また、本年度の一般会計補正予算には、秋田県生活バス路線等維持費補助金が368万円となっており、支出では、生活バス路線等維持費補助金が3,600万7,000円となっています。そこで、現在、羽後交通への路線バス運行に市としての補助額はどれだけになっているか、その補正予算の額でい

いのかどうか確かめたいと思います。

それから、県からの補助金額の問題ですが、今後も引き続き補助金の見通しがあるのかどうか、この点についてもお尋ねします。

また、市として、市内巡回バス、あるいは市内定時バス等の運行を検討すべきだと思いますが、どうでしょうか。この検討については、住民の地域、必要な条件、あるいは路線ごとの違いなど多様な問題があり、困難な面も多々あると思いますが、積極的に考えて対処すべきではないかと思います。なお、この件については、旧仁賀保町議会で同僚議員が質問したことがあります。2年前の12月議会でしたけれども、そのときの巴町長の答弁は、「今後の対策としては、町単独では困難だけれども、合併して新市になった場合は、新市コミュニティーバスを導入しようという確認をいたしているところであります」と答えています。このような答弁なども踏まえてお尋ねをいたします。

2つ目ですけれども、消防署、あるいは診療所の人員増で安定したサービスの提供を行っていくべきではないかという問題です。

救急業務が大変ふえています。市長の市政報告でも、火災件数12件、これは前年より1件少なくなっているとのこと。しかし、救急件数は993件、前年より141件の増と報告しています。このように救急業務は増大しています。一方、市民の命を守る第一線で働く職員の人数はどうなっているでしょうか。消防署の基準人員が、国は88名ですが、市は現在63名で、この基準からいくと25名も少ない体制です。少ない人数での消防職員の緊急の仕事がどのようになっているのでしょうか。話を聞きますと、ポンプ車に本来なら5人乗車すべきところを4人にしたり、休んでいる署員を招集する非番招集ということも日常的に行われているようです。ポンプ車の乗車人数を減らすということは、緊急の際の必要な作業に手が回らなくなるということにつながるのではないのでしょうか。また、非番招集は、この種の仕事ですから完全になくすということにはならないと思います。しかし、しょっちゅう非番招集が行われるということは、これもあるべき姿ではないと思います。市民の命を守る、財産を守る重要な仕事をする署員の増員をすべきだと思いますが、どうでしょうか。

次に、院内、小出の診療所についてですが、この診療所は、全国的に見ても数少ない黒字経営と聞いています。さきの12月議会の委員会で、院内・小出診療所の状況が報告されました。診療所での診療を受けた人は、2004年、平成16年には1万334人で、1日平均では院内診療所が42.7人、小出診療所が46.5人です。診療所を開いている日数は、小出が267日、院内が204日で、ほとんどフル回転の状態です。この数は、学校を開いて授業をしている日数を上回っている状態です。2つの診療所を医師1人で診察・治療等に当たっていますが、その陰では、医師の労働過重、職員の不足などがあります。職員の増員や、医師の外部依頼などの検討をし、持続できる住民サービスにつなげるべきだと思いますが、どうでしょうか、お尋ねします。

最後、3つ目ですけれども、基本検診などの市民負担増は避けるべきではないでしょうか。このことについてです。

昨年12月に新年度の「各種検診のご案内」という書類が配布され、希望取りまとめの書類と一緒になっていました。検診の対象年齢が下がって、検診を受ける人の幅が広がるという前進面もありました。しかし、検診料金が高くなるというのが実感です。料金の欄には「予定」としてありますけ

れども、このことでは、市民の何人かの人からも、どうなっているのかというふうに聞かれました。その後もらった資料では、旧仁賀保町の検診料の自己負担が他より低くなっていたようです。

そこで伺いますけれども、新年度の検診料金設定での主な議論はどんなことであつたでしょうか。また、このことについて、市民への説明はどのようにするか、このことについてどう考えているでしょうか。

また、検診料金は、旧仁賀保町の場合と比較してどれだけ高くなったのでしょうか。これは一概にも言えないわけですが、年齢との関係もあります、主な項目で、幾つか典型的な例をお答え願いたいと思います。

そして、今回の検診料金設定に「予定」とあるわけですが、これは、受け取る側から見れば、予定だから、幾らかでも低くなるのではないかという期待感もあるわけです。この点についてはどうなのでしょう。

新年度の受診申し込みの数と率はどうなっているのでしょうか。旧3町ごとに、5年ほど前からの比較でどうなっているかお尋ねします。

また、合併の基本は、「サービスは高く、負担は低く」ということで進めてきたわけですが、検診料金を旧3町の低いほうにできるだけ合わせていくというのがあるべき姿だと思いますが、どうでしょうか。

以上、質問をします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

市内を巡回するバスの運行についての御質問でございます。先ほどお話ありましたように、市内を巡回するバスの運行については、合併協議会でも取り上げられた項目でございます。私も、将来的に巡回バスがいいのか、ほかの手段がいいのか、いろいろ考えておりますが、将来的にはいろいろな形が必要になってくるのかなというふうにして思っております。

現在、市内には21路線ぐらいの路線バスが走っておりますが、御承知のように、自家用車を利用する人が多いためになかなかバスに乗っていただけないということで、よく見ると、空のバスが結構走っているのが現状でございます。このために、私、今、記憶の中で、1路線を除いてすべて赤字路線だと思います。1路線を除いて、これは、国の補助事業の関係ある路線と、それから先ほどお話ありました県単の補助事業がある路線と、それから市単独でやっている路線と3種類でございます。国庫補助については一定の割合を国・県で負担して、残りを市町村が負担する。それから、県については、これ、おもしろいんですね。県の補助の要綱でいくと、実質的な運行した距離に対する助成なんです。ですから、一番経費のかかる運転手さんの人件費、これは、一日拘束されていても走った距離だけのやつしか補助対象にならないものですから、バス事業者にとっては、赤字補てんされる場合であっても、相当の赤字を背負いながらまだ運行をしているわけです。それで、もう1つのすべて市というのは、このままではとてもでないけれども県単補助ではやっていけないというふうなものも含めて、すべて市が負担している路線が2つございます。

そういうことで、今の現状はこういう形でございますけれども、ただ、こういう路線バスを残して、コミュニティバスなり巡回バスを走らせるとなると、なかなか国のほうの規制緩和があっても、規制がやっぱりあるんです。と申しますのは、路線バスがあるために、そのコミュニティバスの必要とする停留所を設けることができない。ここにとまりたいけれどもとまれないというのが路線バスと一緒にやる場合の難点だわけです。要するに、路線バスの赤字ですね、全部走らせておいて、赤字を市が全部補てんして巡回バスを走らせるというのであれば別ですけれども、今の補助制度を活用しながら巡回バスを走らせるとなると、必要な停留所を設けることができないと、こういうことがございます。したがって、将来的には、路線バスを廃止するか、あるいは廃止した場合にどのような巡回バスの運行をすることができるのか。そして、それがどの程度の費用がかかるのか。やはり旧3町の、特に交通の不便な、例えば院内・小出とか、大竹とか、上郷地区とか、上浜地区とかといった場合に、1回では回ることがないので、相当なバスをこれ、走らせなければならぬと。そういうことで、そういう経費等を見ながら、将来的に財政負担が可能なのか、こういうことも含めてこれから検討をしてまいりたい。それから、もう一つの方法としては、市役所のほうで受け付けをして、そして、時間帯をある程度決めておいて、乗り合いタクシーを走らせるという方法も他の市町村ではやっています。ですから、これらも含めてこれから検討をしてまいりたいと思っております。

その他のバス路線に係る御質問については、担当部長、あるいは課長からお答えをさせます。

次に、消防の人員増についてでございますが、先ほどお話ししましたように、16年度の救急出動件数は852件、17年度は993件と、年々増加している現状でございます。そうした形の中で、消防車3台、化学車、救助工作車、指令車、そして、救急車は、予備車を含めて3台を、職員63人で消防隊、救急隊、それから、救助隊を兼務して、事故または災害の種別により出動車両を変えて対応しているのが現状でございます。したがって、先ほど御指摘ありましたように、非番の職員も出てこなければならぬということが何回か出てくるわけでございます。

現在の消防体制については、18年4月からやったわけでございますけれども、18年度においては資機材の増、あるいは出動体制の変更は考えておりませんので、18年度については現在の定数で活動してまいりたいと思っております。ただ、今、消防庁では、多様化する大規模災害や事故に的確に対応するために、消防体制のさらなる充実強化を図るために、有識者による今後の消防体制のあり方に関する調査検討委員会を発足させております。中間報告でございますが、17年の4月1日現在、全国で848の消防本部があり、そして、人口10万人未満の消防本部が全体の6割を占めているということでございます。そういうことでございまして、今後は消防救急無線のデジタル化に伴う共同化、広域化、そして、指令業務の共同運用との関係から、人口30万人規模以上を1つの消防本部とすることが今、議論されている状況でございます。このように、今後大きく消防組織体制も変わることが考えられますが、どのような災害、事故等にも職員全員が迅速に、的確に対応できるように、新しい技術の獲得、教養の研さんに努めてまいりたいと思います。

いずれにしても、災害のないことを望むわけでございますが、災害が発生した場合には、到底現在の常備消防だけでは対応することができませんので、消防団などと連携を密にしながら、あ

らゆる災害に対応してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、仁賀保診療所についてでございますけれども、一般病院勤務の医師に比べまして極端に業務が過剰だかなということ余り私、考えておりません。おりませんが、ただ、お医者さんというほかにも、職員として当然出席しなければならない会議などもございます。したがって、この診療所の基本理念であります地域包括医療に対しては、十分な時間をとれないというのが現状だと思います。これは私も認識しているところでございます。今後の診療所の運営については、いろいろ分析を重ねながら、お医者さんの派遣なども含めて、将来あるべき姿を検討してまいりたいと思います。

なお、職員の不足については、今のところ看護婦を臨時雇用して対応しているのが現状でございます。

それから、基本検診などの市民負担でございます。旧3町の行政サービスの中には住民負担が異なるものがございます。これも合併協議でいろいろ議論されてまいりましたが、これを、先ほどお話しするように、すべてを、負担は低くサービスを高くというような形は、確かに市民の皆さんから見れば歓迎されると思いますが、なかなかこれからの財政環境を考えますと難しいのではないかなというふうに思っている一面もございました。私たちも、これからいろいろな事務事業を展開するにおいても、一層の創意工夫を重ねながら行政運営を行ってまいりますが、市民の皆さんに提供する行政サービスも、限られた財源の中で選択して、将来的には場合によっては新たな負担が伴うようなサービスも出てくるかもわかりません。そういうことも考えまして、今回の負担については、生活保護を受給される方、あるいは非課税世帯の方、あるいは70歳以上の方は無料でございますので、何とか自分の健康は自分で守るという考え方に立って、今回お示ししております負担額については御理解を賜りたいと、そのように考えているところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

検診のこれまでの経過、あるいはその質問については、担当の部課長がお答えしますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

議長（榊原均君） 補足答弁、総務部長。

【総務部長（須田正彦君）登壇】

総務部長（須田正彦君） 通院、買い物等で交通手段に不便との声が届いていないかとの御質問でございますけれども、市民から直接の声は市役所のほうには届いておりませんが、市政懇談会並びに旧町の町政座談会等においては、その不便だという声は聞こえて、質問をされております。また、先般、仁賀保で、2月16日に開催されました仁賀保地区の婦人団体の連絡協議会のリーダー研修会においても、路線バスの経路などから不便を感じているということの質問はされております。そういうことで、いろんな方々から個人的には私も不便だという声は聞いておりますけれども、市役所全体のほうの窓口のほうにはそういう声はまだ届いていないのが町民の現状だというふうに認識をしているところであります。

2つ目の補助路線バスでございますけれども、乗車率の高い路線、そして低い路線、また、平均乗車率という御質問でございますけれども、現在、にかほ市で運行費補助を行っているバス路線数は17路線となっております。平成16年10月1日から平成17年の9月末日までの実績を申し上

げますけれども、乗車率の高い路線としては、象潟駅前発の芹田・由利組合病院経由の本荘営業所までの路線バスについては4.6人の乗車率になっております。平均乗車率が4.6人になっております。2番目に乗車率の高い路線といたしまして、象潟駅前発の芹田・阿部堂組合病院経由、そして本荘営業所ということで、これは平均乗車率が4.5人になっております。それから、3番目に高い路線といたしましては、本荘営業所発の芹田経由の象潟駅前が2.9人になっております。

逆に、乗車率の低い路線といたしましては、一番乗車率の低いのが、仁賀保駅前から畑経由桂坂までの路線が0.2人です。それから、2番目に乗車率の低い路線は、仁賀保駅前から院内経由上小国までですけれども、これが0.4人になっております。それから、3番目の乗車率の低い路線といたしまして、象潟駅前・仁賀保駅前経由の桂坂、これが0.5人の乗車率となっております。

管内の平均乗車率は、17路線の平均で2.2人が1台のバスの平均乗車率になっております。

3つ目の御質問でありますけれども、羽後交通への補助額についてでありますけれども、平成17年度の確定額として、今定例会に補正予算をお願いしておりますけれども、これは、平成16年10月1日から平成17年の9月30日までに対する補助でございます。市の補助金といたしましては、3,600万7,000円になっております。そのうちの県補助金が368万円になっております。14路線で368万円が県から補助として入っております。

4番目の県からの補助金額と今後の補助金の見通しについてでございますけれども、同期間内での秋田県からの補助金は368万円となっております。また、今後の秋田県からの補助金の見通しについてであります。平成18年2月21日付で秋田県建設交通部長から通知がありましたけれども、秋田県生活バス路線等維持費補助金交付要綱によりますと、乗車率が1人未満の路線、先ほどの最も低い3路線などについては、平成20年度以降、県の補助対象外となるような内容となっております。こうした場合に、県の補助金が約108万円ほど減額になる予定になっております。

そういうことで、最近の利便対策向上ということでございますけれども、平沢地区では国道を運行していたバスを、琴浦、両前寺の市街地を通過するように羽後交通に働きかけて、そのような形で路線の利便性の向上に努めているところであります。また、ことしの4月からは、午ノ浜温泉から平沢八幡神社までの間について、これまでのバイパス通行にかえて旧国道の三森、鈴、平沢の住宅地を通る便を要望して、その便が走れるような要望になっております。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

【市民部長（笹森和雄君）登壇】

市民部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから、3番の基本検診等の市民負担増は避けるべきという質問の中の1番でございますが、新年度の検診料金設定等での主な議論、それから市民への説明ということでございますけれども、私どもといたしましては、健康につきましては、自分の健康は自分で守ると、そういう自己管理を基本とすべきと考えておるところであります。検診料金につきましては、合併時に協議いたしましたのは、老人保健事業の基本検診につきましては委託料の3分の1を、その他、がん検診等につきましては委託料の2分の1を負担していただくということで確認されていたものでありまして、今回平成18年度の市が支払う検診料金に基づきまして料金

の設定をさせていただいたものでございます。市民の皆さんには、平成 18 年度の検診申し込み調べを配布した際に、検診料金の自己負担額等を示しまして周知を図ったところであります。

それから、 の検診料金は、旧仁賀保町の場合と比較してどれくらいかということでございますが、基本検診料金は、旧仁賀保町では、国保加入者の方は 1,500 円、社会保険加入の方は 2,000 円でありましたけれども、平成 18 年度からは 2,700 円と設定しております。それから、大腸がん検診につきましては、国保加入者の方は 200 円、社会保険加入の方は 400 円でありましたけれども、新年度からは 800 円と設定しております。そのほか、胃がん検診につきましては、国保の方は 700 円、社保の方は 1,000 円でありましたが、新年度からは 2,000 円としておるところでございます。

それから、3 番目の「予定」としたわけですが、今回の「予定」とした理由といたしましては、平成 18 年度の予算がまだ確定していなかったために「予定」とさせていただいたところでございます。

それから、4 番目の新年度の受診申し込みの数と率等でございますけれども、平成 18 年 2 月の 24 日までの基本検診の申込者は 4,738 人です。対象者は 40 歳以上となっておりますが、職場、あるいは医療機関、ドックなどで受診する人の人数がまだ集計できておりません。したがって、これらの人数を差し引きまして町の検診を受けるべき人数が算出されますので、現在のところ、まことに申しわけありませんが、率については確定できない状況下であります。ただし、過去 2 年間の推移を見ますと、仁賀保地区は平成 16 年度 59%、17 年度 58%、金浦地区は、それぞれ 35%、36%、象潟地区におきましては、それぞれ 52%、49%となっております。この率を見ますと、意外と低いという感じを受けますけれども、この率算出に際しましては、検診申し込みの取りまとめの総数を分母といたしまして、そのうち検診を何人受けたかということで算出しておりますので、低い率になっております。ただし、象潟地区の資料によりますと、全対象者に対する町の検診、それから、職場、医療機関、ドックなどで受診した人を含めた受診率は、平成 14 年度では 84%、15 年度も同じく 84%、16 年度には 86%、17 年度は 84%となっているようでございます。

以上です。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23 番（村上次郎君） バスの運行についてです。これは、市長の答弁のように、これから検討ということで、いろいろ検討していただくことになると思うんですが、基本的には現在走っている路線との競合は避けると、これはやはり基本ではないかというふうに思います。かつて、又聞きなんですけど、象潟で温泉へのバスを出したけれども、利用者が少ないというので、途中、計画どおりに進めなかったと、こういうこともあったように聞いております。一つ一つの路線、そして料金の設定、時間の設定、いろいろ難しい面があるわけですから、検討は多面的に行いながらも、しかし、ある程度固まったら、試しに一定期間行う、こういうことなども含めて実施へ向けると、こういうつもりがあるのかどうか、ひとつお尋ねいたします。

2 つ目の消防の問題ですが、さっき市長は、非番招集が何回かあるというふうな答弁でしたけれども、これは非番招集というのは、休んでいる人に招集がかかるということですから、1 回、2 回あるというのは当然考えられるわけです。しかし、数字を聞いてみますと、去年の場合 841 件、こと

しには 980 件もあると。一年 365 日のうち 1 日に 2 回以上と。これではちょっと非番と言えないのではないかと、こういう招集の場もあると思うわけです。しかも、これは平均してのことですから、集中して忙しくなるときと、また、そうでもないときもあるというふうに、いろいろ波があると思うわけです。ですから、市長の認識はちょっと薄いと思いますので、そういう実態を把握しながら、先ほどの話では、サービスセンターの窓口の仕事は余り多くないとか、あるいは商工会関係の、あるいは企業関係のために増員などと、現在ある人員の中でいろいろ操作をするということも含みながら、やはり勤務している人の仕事の実態を考えて増員を検討する必要があるのではないかと。

さらに、今、携帯電話からも連絡がつくようになって、利用する側からは大変便利になって、それだけありがたいわけですからいいわけですがけれども、実際、動く側から見ると、かなりこれも大変件数のふえることにつながっていく、こういうことも考えられるわけですので、やはり消防署職員の現状の把握、それから、休日に呼ばれる非番招集の内容などの把握、そういうことを含めて増員の検討、これもするべきだと思いますが、その点についての答弁をお願いします。

また、診療所等については、これから検討していくということですから、それはそれで進めていただきたいと思います。

以上、2 点についてお尋ねします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） バスの運行については、やはり既存の路線バスを運行しながら巡回バスを走らせるというのはなかなか難しいと思います。ですので、乗り合いタクシー、これは少し検討する価値があるのかなと私、思っております。これは、路線バスを運行しながらでも可能ではないかなと思っておりますので、この辺については検討をさせていただきたいと思います。

それから、消防の職員のございですが、やはり救急車が 2 台出動した場合は非番の職員をお願いしていると。これが 17 年度では 145 回。大体時間にしては 1 回当たり 1 時間ぐらい程度という話は聞いていますけれども、このあたりを含みながら、いろいろ本部のほうにも話を聞いて、どういう実情なのか、もう少し現状を把握しながら、これからのことを考えていきたいと思っています。

【23 番（村上次郎君）「以上で終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで 23 番村上次郎議員の一般質問を終わります。

次に、9 番池田甚一議員の一般質問を許します。9 番池田甚一議員。

【9 番（池田甚一君）登壇】

9 番（池田甚一君） 最後になりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

市長は、恐らく、今、大変な繁忙を極めていると思ひます。どちらかといひますと、外部のほうへ目が行きがちなんだろうと思ひます。どうしても普通言われていひます人員管理だとか、あるいはまた、さまざまの職員が勤めていひる内部のほうには目が薄くなるんじゃないかなといひ、私の想像ですけれども、そうしたことも踏まえて、通告してありひます点について質問したいと思ひます。

よく、みずから考え、みずから行ひ地域づくりとかを推進するに当たっては、市職員の役割は大変に重く、しかも大切であると思ひます。現代の行政は、情報化社会を背景とした政策本意の自治

体間競争の時代であり、また、地方分権の推進により、最小経費で最大効果を目指した行政が進むものと思いますが、こうしたときに当たり、職員のやる気をどう引き出すか、「行政は人なり」の視点に立って、通告してあります項目を質問いたします。

最初の1点でございますけれども、市長の構想やら、あるいはまた計画を実現するには、市職員の協力が必要だと思いますし、にかほ市が将来にわたって住みやすい市となるためには、市職員の役割は大変大きいものが期待されると考えます。市長は、市職員に対しての期待像といたしますか、職員像をどのように考えておられるか伺いたいと思います。

2つ目でございます。市の発展のための、市長みずからの考えをすべての職員に語りかけ、意思疎通を図りながら、積極的なリーダーシップを発揮すべきだと考えます。市長と職員との話し合いやら、あるいはまた情報交換はどのように行われているのか伺いたいと思います。

3つ目でございます。職員の研修について。能力開発の研修についてということでございますけれども、地方分権が進むことにより、自治・自立・自己責任が求められる時代でもあります。また、それにふさわしい職員の能力も求められるわけでございます。課題発見と政策立案能力などの面での資質が大変重要と考えられますが、それらの面での市の職員の研修の場はどのようなものがあるのか、そしてまた、どのようなことを構想として持っておられるかを伺いたいと思います。

4つ目でございます。行政組織には競争という概念がありません。法律・法令に従いながら事務処理をしているわけでございますが、上意下達のみ走りがちであり、組織の活性化を阻む心配があります。多様化する市民ニーズに的確にこたえるには、個々の職員の能力を最大限に発揮する必要がありますが、それがためには、職員間の意見交流、特に幹部職員が先頭に立って、直接職員と情報交換を行うことは、職員のやる気を起こさせることに大きな効果があると考えますが、このことについて市長はどのような計画、構想をお持ちかお尋ねしたいと思います。

また、5つ目には、協働のまちづくりということにおける市職員の役割についてでございます。市長はよく協働のまちづくりを提案しているわけですが、その概念は理解できるわけですが、具体的な作業の流れ、これまでも幾つか実行に移されてきたという方向もありますし、今後もまた提案があるというような方向もございますけれども、その発想・提案から、実際に解決までしたというような流れを説明していただきたい。そして、その流れの中で、職員は、住民の方々とういような役割を分担して、どのような職員が役割を担ったのか、それを教えていただきたいと思います。

6つ目でございますけれども、「専門的な知識が必要とされる部署とは」という表現をしております。いつか合併した際には、市長は、市の行政の一部には、やはり専門的な職員の張りつけも可能ではないかというようなことを何らかの機会で聞く機会がございましたけれども、地方分権が進めば、あるいはまた、地方の市に権限の移譲がおりてくれば、それを処理するためにも、あるいはまたさまざまな場面でも専門職の職員の配置をしていく必要があると思いますけれども、当面そうした計画があるのかないのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

以上、6点についてお尋ねをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

市職員像についてでございますが、御承知のとおり、にかほ市を取り巻く環境も、少子高齢化社会の進展、あるいは地方分権の進展、そして、国や県からの交付金の削減など、大変財政的にも厳しい状況があります。こうした中で、いろいろな課題も山積しているわけでございますが、こうした課題を解決していくためには、職員一人一人の皆さんが、みずからも地域の一員であるということをまずもって自覚していただきたい。地域の一員であるということを職員の皆さんからも自覚していただきたい。そして、市民の負託にこたえて、職務を遂行していこうとする認識に立つことです。要するに、職務を遂行しているという認識、自分はこういう仕事をしているんだという認識を持っていただきたい。そして、これまでの既成の考え方にとらわれなくて、柔軟な発想や企画力、積極性に満ちた地域の課題に取り組むような、そして、市民に対しましてもわかりやすい施策を展開しながら、誠実に対応する職員であると思います。

なかなか今、職員が書いたのを読んでいるんですけども、私はやっぱり地域の皆さんの負託にこたえるためには、地域の一員になるということが一番大切だと思っています、職員の皆さんに。これなくしては、私は、これからのまちづくりには大きな力としては発揮できないと思っています。ですから、地域の課題を解決するためにも一生懸命職員の皆さんから頑張っていただきたい、そのように思っております。

次に、職員との意見交換ですが、御指摘のとおり、なかなか中に入っていけないのが現状です。いろいろな行事がございまして、それから、私一人だということも、まあ教育長にも代理を頼んでいますけれども、土・日の行事も含めて、なかなか外のほうが大きいということで、今、職員の皆さんとは、いろいろな事務事業の決裁に来ます。決裁に来たときに、まず聞くのは、あなたはどこの出身ですか、どういう形でこれまでやってきましたかと、これから今、始めているんです。なかなか400人近い職員を覚えるというのは大変難しいです。ですから、今、決裁に来たときに、あなたは今、じゃ、こういう仕事で、どういうふうにして考えていますかという話を通して、今、意思の疎通を図っているところでございます。したがって、これからは、いろいろな職員研修などを通して、職員の皆さんと情報を交換して、私の考え方をより適切に伝えていきたいというふうに思っております。

職員の研修の場でございますけれども、これについては、それぞれの役職に応じた研修プログラムをつくりながら、プログラムをつくるというよりも、いろいろな研修機関に派遣していくという形になります。そうした形で、今、18年度の職員研修計画を策定しているところでございますので、引き続き職員の研修には力を入れてまいりたいと思っております。

職員の交流のあり方という御質問でございます。やはり全体的な交流というのはなかなかできないんですね。ですから、やはり課とか、部とか、この関係で、やはり部長なり課長なりが先頭になって、やっぱり意思疎通、交流を図っていく。そして、今どういうことが大切なのかということをよく職員の皆さんが認識できるようにやはり管理職の皆さんからは頑張っていただきたい、そのように思っております。そういう形での交流も進めていきたいと思っております。

それから、協働のまちづくりでございます。そして、職員の役割についてでございますが、やは

り、先ほども申し上げましたが、みずからも地域の一員であるという自覚を持って、地域全体の状況を把握して、情報を市民と共有しながら、あくまでもまちづくりの主役は市民であるという認識を常に意識しながら、協働のまちづくりを進めていく役割を果たしていただきたい。

具体的にどういうことがあるのかと言われても、今の段階では途中でございます。例えば一つの例をとると、協働のまちづくりとしてやってきたのは、市政報告でも申し上げましたが、旧象潟町でやった夢いきいき 21 マイタウン事業、これも、一つの協働のまちづくりだと思っています。例えば、これまでは行政に対して要望しても、なかなか予算ないとか何とかでできなかったんですけども、じゃ、私たちがやるからこの分支援してくれと、逆に事業主体が地域になって物事を進めていく、これも私は一つの協働のまちづくりだと思っております。そうした形で、市民の皆さんが、市政の主役であるという形の中で、いろんなまちづくりに主体性を持っていくようなまちづくり、これが協働のまちづくりであると思っておりますので、これからも進めてまいりたいと思っております。

それから、専門的な能力が必要とされる部署ということになります。例えば、ガス水道事業所においては、ガスの主任技術者、あるいは水道技術管理者の資格が、これ、事業をやっている以上必要でございます。それから、一般廃棄物処理施設においても、技術管理者が必要となってきます。要するに、ごみの焼却のところでございます。そのほかにも、地域保健の推進のために専門的な資格としては保健師がでございます。資格等は格別ないわけですが、やはり土木とか建築の方々もそれなりの知識がなければこれもやっていくことができません。これも資格は求められておりませんが、専門的な能力を必要とするところではないかなと思っておりますが、職員全員がやはり、我々は行政のプロだという自覚を持って、日常の仕事に取り組んでいただきたい。これは資格は別にして、私は、これをプロ、要するに専門性、これはどんな仕事でもそういう自分の仕事に誇りを持って仕事に取り組んでいただきたい、これが、私は、基本だと思っております。

議長（榊原均君） 9 番池田甚一議員。

9 番（池田甚一君） 再質問をしてみたいと思います。

なぜ私はこういう質問をしたかといいますと、合併によって現在の 300 余名の職員の方々が、市役所の職員ということで頑張っているわけですが、それぞれの方々が、前の町長時代のやはり教えとか、あるいはまた人間性だとか、あるいはまたそれぞれの町での行政の習慣であるとか、あるいはまたさまざまなやはりこれまでの職員時代の習慣といいますか、癖があるだろうと思えます。よく言えば個性でしょうか。それはそれでまあ貴重だったわけですが、今度合併になってスケールが非常に大きくなったということでございます、何でもかんでも。そうしますと、どうしても考え方、発想も、やはりスケールの大きい発想方法、あるいは発想能力というものを備えていかなければ立ちおくれるだろうと、そういうこともあります。それからまた、やはりよく言われることですけれども、そのときそのときの首長の考え方、やり方というものがあったわけですから、それにはいろいろな方法があったでしょう。いわゆるワンマンであるとか、あるいは、さまざまだとか、そういうことが非常に関係していて、その習性が抜け切れないというような心配もあるからでございます。

やはりできれば、大変私はまちづくりにとって重要な戦略だというふうに位置づけておりますから、できれば風通しのよい、働きやすい職場をつくっていただきまして、職員の若手からベテランまで生き生きとした職場の環境を整えていただきたいと思う視点があったからこういう質問になったわけでございますけれども、もう一度お尋ねしますけれども、よく言う上意下達だとか、あるいはまた下意上達という言葉がありますけれども、全く一面的な通行、よく言われる縦割り行政ということが言われますけれども、市長は今後いわゆる上意下達でいくのか、それとも、職員の発想、提案というものを大切にされるのか、その辺のあたりの、いわゆる横山市政の体系といたしますか、そうしたものをどのような体系に持っていこうとされるのか、その点をお伺いします。

それから、順不同ですけれども、専門性の職員ということでお尋ねしましたけれども、私も舌足らずで申しわけありませんでしたけれども、確かに現在の専門職というのは、ある程度の資格を持った方々を言うのかもしれませんが、今後、地方分権の進展、あるいはまた許認可事項の、何といたしますか、張りつけ、あるいはまた、ある市によれば、地方の出先機関の指導部門、農業、林業、水産、あるいはまた保健なども含めて、ああいった指導部門をも先取りして、市の独自の行政の中で展開していきたいという首長もおられるわけでございます。そのあたりが、スケールの大きさということを指すわけでしょうけれども、県の指導部門を余り歯がゆくて見ていられないと、我が市にも、あした、いわゆる指導資格、改良普及員的な資格を持った人をどんどん張りつけると、どんどんとまでいきませんでしょうけれども、農業振興、あるいは林業振興のためにも農協とタイアップすると言いますけれども、そうした優秀な職員を張りつける市もございまして。それから、ある市によれば、市独自の教員を採用して子供たちの教育振興に当たっている市もあるわけでございます。そうした観点に立っての専門職云々という質問でございましたので、それらのことを市長はどのように考えておられるか、質問いたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 職員との関係でございますが、やはり施策を展開する段階では、私は二本立てだと思っております。やはりどうしても自分が考えていることを実現するためにどうするかという考え方で職員に動いてもらう部分と、あるいは職員の提案でその施策を実現していくと。下から上がったものと、あるいは上からの実現のためにいろいろやるということ、この二本立てで私はこれからの行政運営をやっていきたいと思っております。ですから、例えば、上からトップダウン方式で、これそれ、こうだよということじゃなくて、私はこういう施策を実現していきたい、じゃ、そのプロセスをどういう形で職員の皆さんが実現していくかということ、やはり横断的な考え方で連携をして、そうした職員の力を十分発揮できるような職場をつくっていきたい。そのためには、いろんなところで、いろんな形で、若いだろうが、先輩の職員だろうが、いろんな議論を得るような、そうした職場づくりに努めていきたいと思っております。

それから、専門性、私も専門性は高めなければならないと思います、これから地方分権時代の中では、ただ、そういう専門性のある職員を採用していけばそのままいくんですけれども、今いる職員をまた専門性を高めていくということになりますと、これも、一つ固定するんですね、考え方が、職員の。専門性のいいところと悪いところがあるんです。じゃ、全体的なまちづくりの中で、その

職員が役割を果たすかという形になっていくと、専門性だけでできている人になると、それしかわからないわけですね、逆に言うと。そういう弊害もあるわけです。ですから、専門性をこれから高めていかなければならないという部門についてはこれからいろいろ考えていきたいと思っています。今の段階では、例えば農業関係で、普及員さんのような、そうした知識を持った人を育てるとかという考え方は今のところは持っておりません。やはりそのために県があるんですから、県の力もかりていきたいと、そういう考えでありますので、これからいろいろ事務事業を行っていく段階でどうしても必要だという部門についてはこれから検討してまいりたいと思っています。

議長（榊原均君） 9番池田甚一議員。

9番（池田甚一君） もう1点だけ、先ほどまとめて言えばよかったんですけども、お願いしたいと思います。

現在の行政課題というのは、これまでの縦割り、何部何課だけで解決される課題ばかりではなく、むしろ横断的な、職員の課を、部を横断したところの協力があって解決しなければならない、あるいは問題処理していかなければならない問題がたくさんございます。市長もよく、きょうの一般質問でもありました検診の件についてでございます。検診のやっぱり源は健康だわけです。健康というキーワードでございますけれども、この健康をめぐってもやはり、例えば我が町で一番思いつくのは保健婦さんの仕事であります。そしてまた一方には体育行政もございます。そしてまた、もっと広げますと医療という場面も出てくるわけです。ですから、一つの言葉をめぐって、いろんな部が関係してくるわけですけれども、そうしたことに対して、行政はどのようなチームを組んで、あるいはまたどのような方法でもって事に当たろうとしているのか。今回最も新しいところでは、中学校建設をめぐっているいろいろ考えていられるようですけども、何かそのお考えがありましたら伺っておきたいと思います。

以上、答弁終わり次第、終了いたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 例えば、今、中学校のお話がありましたけれども、例えば事務的な手続をやる部署、これ、教育委員会のほうにお願いしています。建設についても、そういう形で職員を張りつけて、建設のほうも担当してもらいたいなというふうにして思っております。そうした中で、私は常に、ある機関として部長会議を開いていますけれども、とにかく横の連携を大切にしてください、横断的な連携を大切にしてくださいと、これは常に話をさせていただいています。ですから、今回の機構改革の中でも、すくすく子育て支援課、あるいは、いきいき長寿支援課、こういう形の中で機構改革をお願いしているわけですが、これは、専門性を高めるとともに、専門的な見地の中でいかにして庁舎のいろいろな部門の力をかりながらそれを実現していくかと、専門性を持たせて実現していくかという形でそういう課を設置したところです。ですから、これからはさらに庁内の力を大きく発揮していくために、横断的な形のものの取り組み、これを重要視していきたいと思っています。縦割りも必要ですが、これからは職員間の横断的な連携が何よりも大切だと思っておりますので、ここに力を入れてまいりたいと思っています。

議長（榊原均君） これで9番池田甚一議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

午後 2 時 42 分 散 会